

令和5年第4回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (12月19日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	6
議案第 2号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	11
議案第 3号 岩泉町歴史民俗資料館条例について	14
議案第 4号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)	26
農林水産課長の発言	46
議案第 5号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	66
議案第 6号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	72
議案第 7号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)	74
議案第 8号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第3号)	75
議案第 9号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	78
議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)	79
閉会の宣告	84
署名	85

令和5年第4回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 5 年 1 1 月 2 7 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 5 年 1 2 月 1 9 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 5 年 1 2 月 1 9 日 午 後 3 時 5 0 分				
出席及び欠席委員 出席 11人 欠席 1人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	×
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	合 砂 丈 司	副委員長	坂 本 昇
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原 克彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総務課長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	税務出納課 総括室長	田 鎖 雅 樹
	町民課長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
そ の 他 の 関 係 職 員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議事の経過	別 紙 の と お り			

令和5年第4回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和5年12月19日(火曜日)午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

(2) 議案第2号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第3号 岩泉町歴史民俗資料館条例について

(4) 議案第4号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算(第5号)

(5) 議案第5号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(6) 議案第6号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

(7) 議案第7号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)

(8) 議案第8号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第3号)

(9) 議案第9号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

(10) 議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)

6. 閉 会

◎開会の宣告

○年長委員（坂本 昇君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は10人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、9番、早川ケン子委員から所用のため欠席する旨、10番、三田地和彦委員から所用のため遅刻する旨、届出が提出されておりますので、報告します。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（坂本 昇君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、11番、合砂丈司委員を指名します。

合砂丈司委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（合砂丈司君） おはようございます。ただいまご指名いただきました合砂丈司でございます。本日の委員会は、条例改正3件、補正予算が7件でございます。慎重審議のほど、また審査の進行については特段のご協力をお願いいたします。よろしくお願

◎副委員長の互選

○委員長（合砂丈司君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、8番、坂本昇委員を指名します。

審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

◎議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について

○委員長（合砂丈司君） これより審査に入ります。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。はい、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） おはようございます。議案のほう、10件の審査になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

この条例改正は、岩泉町職員の給料表及び期末勤勉手当について、岩手県人事委員会勧告に準じるため、所要の改正を行うものであります。

本町は、県の人事委員会の勧告に準拠した取扱いを基本としており、主な内容は、給料表全体の引上げと一般職及び定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当、特別職の期末手当の引上げとなっております。

職員の給料の改定額は3,666円となり、改定率は1.22%でございます。主に初任給をはじめ、若年層に重点を置いた改定となっております。一般行政職の高卒初任給は15万5,900円から16万7,900円に、大卒の初任給は17万6,800円から18万8,800円にと、それぞ

れ1万2,000円の引上げとなっております。

それでは、54ページの参考資料2を御覧願いたいと思います。期末勤勉手当の改定についてまとめた資料となっております。まず初めに、一般職についてでございます。年間の支給月数を0.1月分引上げとする改定となります。年間4.4月分の支給月数が4.5月分となり、令和5年12月支給期分は期末手当と勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げるものであります。また、令和6年度分は、6月、12月の期末勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げるものとなっております。

次に、一般職のうち定年前再任用短時間勤務職員、これは主に再任用職員となりますが、年間の支給月数を0.05月分引上げするものであります。年間2.3月分の支給月数が2.35月分となり、令和5年12月支給期分は期末勤勉手当それぞれ0.025月分引上げするものであります。また、令和6年度分は、6月、12月の期末勤勉手当にそれぞれ0.0125月分引き上げるものでございます。

最後に、特別職及び特定任期付職員についてでございます。期末手当の年間支給月数を0.1月分上げるものとなり、年間3.3月分の支給月数が3.4月分となります。令和5年12月支給期は0.1月分引き上げ、1.75月分となり、令和6年度は6月、12月それぞれ1.7月分と平準化を図るものとしております。

続きまして、24ページ、参考資料1、新旧対照表を御覧願いたいと思います。24ページの第1条関係、飛びまして48ページの第2条関係、そちらのほうで一般職の職員の給与に関する条例、次に50ページの第3条関係、51ページの第4条関係で岩泉町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、51ページの第5条、第6条関係で特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例、52ページの第7条関係で岩泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、それぞれ改正しようとするものでございます。

再度また24ページにお戻り願いたいと思います。24ページからの第1条関係では、一般職及び定年前再任用短時間勤務職員の令和5年度期末手当及び勤勉手当の支給率引上げと行政職給料表等の全体を引き上げるものでございます。

続きまして、48ページの第2条関係では、一般職及び定年前再任用短時間勤務職員の令和6年度以降の期末勤勉手当の支給率を平準化するものとなっております。

次に、50ページになります。50ページの第3条関係では、特定任期付職員の給料表の全体を引き上げ、令和5年度期末手当の支給率を引き上げるものとなっております。

次のページ、51ページの第4条関係では、特定任期付職員の令和6年度以降の期末手当の支給率を平準化するものとなっております。

51ページの第5条関係では、特別職の令和5年度期末手当の支給率を引き上げるものとなっております。

第6条関係では、特別職の令和6年度以降の期末手当の支給率を平準化するものとなっております。

次に、52ページの第7条関係では、会計年度任用職員の期末手当の額の改定を翌年度以後行うこととするものとなっております。

最後に、22ページにお戻り願います。22ページ、附則にて、施行日を規定しておりますが、本条例は公布日から施行するものとしておりますが、給料表の改定については令和5年、本年4月1日に遡及して適用し、特別職の条例は令和5年12月1日から適用するものです。また、令和6年度以降の期末勤勉手当の支給率を定める第2条、第4条、第6条については、令和6年4月1日から施行するものとしてございます。

以上で、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを持って発言するようご協力をお願いします。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） よろしく申し上げます。改定率は1.22%が平均となります。けれども、初任給が1万円上がっている方もおられるとすれば、1.22ではないわけですよ

ね。ですので、平均は1.22だけれども、最低の人は例えば0.5、多い人は3%というふうなの率というのは出ていますか。

○総務課長（三上義重君） 大森秘書人事室長から。

○委員長（合砂丈司君） 大森秘書人事室長、どうぞ。

○秘書人事室長（大森淳一君） お答えいたします。

今回最高の額が1万2,000円、最低が1,000円となっております。その中の全体の平均の給料改定率ということで1.22%ですので、下で幾らという分ではなくて、あくまでも平均としての率になりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 了解しました。そうすると、条例施行は来年の4月からと、だけれども、この条項を適用するのは令和5年、今年度からというふうに受け止めるのですが、それで間違いがないかどうか、そしてそのときの額はどれぐらいなのか、お願いします。

○総務課長（三上義重君） 大森室長から。

○委員長（合砂丈司君） 大森秘書人事室長、どうぞ。

○秘書人事室長（大森淳一君） まず、この条例の施行日ですけれども、施行日は公布の日からですので、議決を得た日からが施行になります。給料表の適用につきましては、令和5年4月1日に遡って給料表が適用されると。期末勤勉手当の率につきましては、これも4月1日、あとは議員さんたちは12月1日といった形の改正の適用日となります。以上です。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そこで、公布の令和6年4月1日と、それから適用の令和5年4月1日、2つあるわけですね。ですので、皆さんが実態として、この条例の適用を得て給料を支給されるのが今年度から始まるのかどうかという確認ですが、いかがでしょうか。

○総務課長（三上義重君） 大森室長から。

○委員長（合砂丈司君） 大森秘書人事室長。

○秘書人事室長（大森淳一君） 実際の給料の適用日が令和5年4月1日になりますので、

議決を得た後、今年の12月の末までには皆さんにその分の差額を支給するという形になりますので、あくまでも給料は令和5年4月1日からとなります。よろしいでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 若干関連になりますが、この令和4年度と比べて令和5年度の総額の支給額と増額分をお伺いいたします。

○総務課長（三上義重君） 大森室長から。

○委員長（合砂丈司君） 大森秘書人事室長。

○秘書人事室長（大森淳一君） お答えいたします。お待たせいたしました。すみません。

給料改定前の給料といきますと約5,400万円、給料改定後が5,500万円ということになりまして、今回の改定において影響される額につきましては、給料としまして全会計で789万円ほどになります。手当の分につきましては約700万円、計で約1,500万円くらいの影響額となっております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） こういう公務員の給料を決める場合には、よく民間の給料と比較してどうのこうのというふうに私は理解しているのですが、そこでこれは公務員の方々の給料表のことなのですが、併せて町が関わっている第三セクターの、いわゆる会社の手当はどのようになっているのか、よければお知らせを願いたいと思います。ちょっと離れているかな。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木政策推進課長。はい、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 細かい数字は押さえておりませんが、第三セクターのほうも給与というか、今年度に限っては、経営のほうで収益が出ているところについては、従業員の皆さんに12月に手当を支給するというところもあるやに聞いております。ちょっと金額については分かりませんが、その給与については、町と比べまして、昨年度で言えば、初任給であれば、ホールディングスであれば、そちらのほうが高かったというような実績もございます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

席替えよろしく申し上げます。

◎議案第2号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（合砂丈司君） 議案第2号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第2号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものでございます。

改正の概要といたしましては、法改正等により、引用条文の条項ずれ等を整理するものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第4条及び第6条の改正でございますが、第4条第2項第2号中、「同項第3号」を「同条第3号」に、第6条第3項中、「同項第2号」を「同条第2号」に改めるものでございます。

次のページを御覧願います。第15条の改正ですが、第15条第1項第2号中、「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものでございます。

続きまして、第35条の改正ですが、第35条第2項中、「同項第2号」を「同条第2号」に改め、同条第3項中、「同号又は同項第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「
「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削るものでございます。

続いて、第52条の改正ですが、第52条第2項中、「同項第3号」を「同条第3号」に改めるものでございます。

次に、2ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この条例は、所要の整備というか、法律との関係だと思っておりますが、岩泉町にとって、これをこういうふうに変更、整備されることによって、具体的な影響というのが何か生じるのかどうか、お願いします。

○委員長（合砂丈司君） 三浦健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

確かに条例改正すれば、何か大きく変わるかなとは思っておりますが、特に、法改正に伴う所要の整備でございますので、ほとんど影響ないというか、あまり影響がないところだと思っております。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私も端的に伺いますが、特別利用保育と特定利用地域型保育の

この基準は、当町の場合は、今の現状は基準に合っているのかどうか、現状についてお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

特定教育・保育と特定地域型保育というところがございますが、この部分は市町村の条例で適切に定めた上で、それぞれの保育を決めるというふうなことになっておりまして、例えば特定教育・保育施設というものは、具体的に言いますとこども園になります。特定地域型保育事業というのは、区分が多少あるのですが、家庭的保育とか、小規模保育とか、居宅型保育とか、いわゆる公立以外で実施される保育の方法というのが何種類かありますので、それぞれで区分があるのですが、それを定めているものというところがございます。これを国のほうの規定に準じながら、市町村で条例化しながら、国のルール、適切な保育ルールに基づいて保育しなければならないよというのをこの条例で明文化しているというところがございます。

以上となります。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 町が決めた条例の中の利用の定員数、これはいわゆる満度に園児が入っているのか、それとも余裕があるのか、この現状についてお伺いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 中野子育て支援室長から。

○委員長（合砂丈司君） 中野室長。

○子育て支援室長（中野慎也君） お答えいたします。

いわいずみこども園、こがわこども園、おもとこども園、3園とも現在定員が、いわいずみこども園は120名、こがわとおもとについては45名定員となっておりますが、3園とも定員を下回って現在入所しているので、余裕はございます。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） それから、施設の運営に関することも含まれているので、保育士が1人で扱っているというか、担当している園児の数は当町の場合何人ですか、お伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

一応基準で申し上げさせてもらいますと、ゼロから2歳ですと、1人の保育士が6人の園児ということになってございます。3歳から4歳ですと、すみません、ちょっと詳しい数字はあれなのですが、25人から30人の園児を1人というふうな基準になってございます。園児と保育士の基準は、このような基準で定められておりますので、当町もそれにのっとって配置計画を立て、不足しないような保育士を確保しているところでございます。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第3号 岩泉町歴史民俗資料館条例について

○委員長（合砂丈司君） 議案第3号 岩泉町歴史民俗資料館条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上訓一教育次長。はい、どうぞ。

○教育次長（三上訓一君） 議案第3号 岩泉町歴史民俗資料館条例について説明いたします。

新たな資料館の運営体制につきましては、現資料館の体制から大幅な改正となります

ので、条例を全部改正する形式での提案となりますので、ご承知いただきたいと思ます。

それでは、2ページをお開きください。第1条では、本条例の趣旨として、岩泉町歴史民俗資料館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、歴史民俗資料を設置することとして、設置場所を岩泉町袋綿字関屋57番地1とするものでございます。

第3条では、資料館が行う事業、第4条では、必要な職員を置くとするものでございます。

第5条では、休館日を定め、休館日は(1)の火曜日、(2)の12月29日から翌年1月3日までとするものであります。なお、火曜日が休日に当たるときは、翌日以降の休日でない最も近い日を休日とし、また特に必要があると認めるときは、臨時に休館日、開館日を設定できるものとしております。

第6条では、開館時間を従前どおりの午前9時から午後4時までとするものでございます。

第7条では、入館料と使用料を新たに定めたところであり、入館料につきましては、7ページの別表第1のとおり、個人1人300円、20人以上の団体では1人200円とするものであります。

2項では、入館料の納付を要しない者を定め、(1)の町民、(2)の高校生以下の者とし、括弧書きのとおり、町内に住所を有しない者を含むとするものでございます。さらに、(3)のとおり、資料館を使用し、展示物を観覧しない者と定めているところでございます。

3項では、7ページの別表第2に定める体験室等を使用する場合、使用料を同表に定める額と定め、基本使用料及び加算使用料とも基幹集落センター等の使用料と同額とし、設定しているところでございます。

第8条では、体験室等使用に係る許可や不許可事項等を定めております。

第9条では、入館料と使用料について、一定の条件を持って免除規定を設けるものとし、第10条では、納付済みの入館料等の不還付事項を定めているものでございます。

第11条では、入館に係る制限等を(1)から(8)までの項目を定め、第12条では、

体験室等での備付け物品以外の使用に当たっての制限を設けているものでございます。

第13条では、使用者の原状回復義務、第14条では、使用権利の譲渡禁止行為を定めております。

第15条では、7ページ別表第2に定める多目的広場の管理について、岩泉町公園条例の規定を準用するとするものでございます。

第16条では、撮影等の許可、第17条では、入館者の禁止行為、第18条では、入館者の過失等による損害賠償義務を明記しているところでございます。

第19条と第20条では、目的達成のため必要と認める場合は、指定管理者による管理を行わせることができる規定を設けているところでございます。

第21条では、委任事項として、条例施行に係る必要事項は規則で定めることとするものでございます。

附則としまして、本条例は令和6年4月1日から施行するものとし、本条例施行前になされている改正前条例の許可は、許可したものとみなすとするものでございます。

以上の説明となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） まず、確認ですけれども、4条で資料館に館長その他必要な職員を置くということですが、今までの館長さんは誰がやっていたのか、そして今度それは踏襲するのか、替えるのか、そこをお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上訓一君） お答えいたします。

館長は兼務という形で、教育次長に職がある者がしておりまして、新たな体制でも同様ということ想定しているものです。

○委員長（合砂丈司君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） それと、新たに開館となったときのことをちょっとお伺いしますが、今まで体育館だったり、プールのところの資材置場だったり、あとは前の職員玄関だったりとかの鍵の管理なのですが、旧小川小学校整備委員会というもの

をつくって、そこでも鍵を管理できていたのですけれども、今まで。新しくオープンしたとなったときには、そういった鍵の管理というのはどういった対処をするのか、もう決まっていればお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 資料館は、旧小学校の校舎部分を利用するわけですが、それ以外とすれば、体育館、あとはその他の先ほどの外部の施設ということになるかと思えます。今後につきましても、地域との協議を経て、できるだけお互いが了解得られる体制というのは協議の中で決定して進めていきたいと思っておりますし、体育館等につきましても、あくまでも避難場所という観点もございますので、ここは当然町のほうでも資料館に鍵を設置して、有事の際は緊急的に開閉できる体制は取ってきたいなというふうに考えております。

○委員長（合砂丈司君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ぜひそういった協議をして、地域の方々も使いやすいような。というのも、体育館なりプールのところの資材置場には様々なものが入っていて、地域の方がそれをすぐに取り出せるような、今まで簡単に使用できるような形になっていたもので、それはぜひ続けていただきたいなと思っておりますので、要望して終わりにします。

○委員長（合砂丈司君） 13番、八重樫委員、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） 1点、細かいところですが、これAEDは設置されるのでしょうか、そこをお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） AEDに関しましては、現在も設置しておりますので、引き続き設置するという形を取ります。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） お願いします。開館した場合の入館料は聞きました。入場者数を年間何人ぐらいとして見込んでいるのかはどうでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 目指す入館者ということですが、資料館の運営に当たっては、今回多目的広場ということで、校庭部分とかの利用も進めていって、人の動き

というのを見せていきたいなど。そこには、一つの例としては、今まで龍泉洞等でやっていたグラウンドゴルフも資料館のほうでやれたらいいなどというふうに思っております。それらを含めまして、現時点の資料館の利用がおおむね年500人程度ですけれども、これをまず目標1,500という形で利用者、目標を定めて、事業のほうを進めていきたいと考えております。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そこで、職員として、館長その他必要な職員とありますが、現時点で想定している職員数というか、パートさんも含めてですが、それに伴ってこの維持費というのは、この前概算で700万円という数字が出ましたが、その線がはじき出せるのかどうか、お願いをします。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） まず、職員の関係ですけれども、畠山委員のほうから質問があったとおり、館長は教育次長ということで、なかなか常設というわけにはいかない現状あります。資料館の配置職員とすると、会計年度任用職員を、1週間に3日勤務程度の方をお二人配置して、そしてそのほかに清掃作業員も入れながら、この資料館の運営を進めていきたいなどというふうに考えております。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 何せこの設置の事業として、展示、閲覧、管理、そのほかに学習会の開催とか資料の調査研究となると、今のような方だけでこのことが、事業の目的に沿った形で館が運営できるのかどうかというのがあるわけですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） ただいまのご質問のとおり、資料館の業務とすれば、当然展示施設の見せる、説明するという大きな仕事がありますけれども、さらに我々が今後の課題として受け止めておりますのが、町内の明治以降の歴史、近代史の聞き取り調査というのも、この人員体制とは別にやはり進めていかなければならないというふうに考えております。こういう方々を併用しながら、資料館の説明と、そして調査等も含めながら、場合によっては、今後においては展示物の補修作業等もやはり出てくる可能性あり

ますので、この中でまず体制を取っていきたいと考えております。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それで、条項の確認ですが、第7条で入館料の納付ということで、第3号かな、入館料を納めるという者と、それから入館料の納付を要しないということで、別表第2に定める施設を使用した者で、観覧をしない者は納めなくてもいいという。けれども、次の第3項のほうでは使用料を納付しなければならないということの、この区別が具体的な部分ではいかがなのでしょう。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長、どうぞ。

○教育次長（三上訓一君） 第7条に関するご質問ということと推測しておりますけれども、まず1項に定めております「町長が特別の理由があると認めるときは、別に納期を指定して納付させる」ということで、これは、想定しているのが、団体で来る場合、事前の申請等あって、事前の納付をしたいという申出があった場合は、先に納付をお願いするという形を想定しておるものです。

また、2項の(3)で、「別表2に定める施設を使用し、かつ、資料館の展示物を観覧しない者」ということで、ここは体験室のみを、または研修室のみを利用して展示施設を利用しない方、この方は入館料が該当にならないと。ただし、3項のほうで、体験室なり研修室を使う場合は、別表2に定める使用料のみは納めていただくということで、入館料と使用料が別物ということで明記しているものです。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） なるほど、入館料と使用料の区別でございました。

それで、いよいよスタートするわけですが、肝腎なところは、スタートしたときに「なるほど」ということで、町民なり町外の人たちにもいい形でスタートすれば、相乗効果で呼び水になるのではないかなと思っていますので、ここの立ち上がりのところを何とかいい印象を与えるようにご配慮をしていただきたいということで、要望で終わります。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 8番委員のに関連しますけれども、この目的というか、設置目的が立派な目的なわけです。「収集、保管」、これ分かります。「展示をし、教育、調査研究等を行う」ということなのですが、そして4条の「館長その他必要な職員」というこ

とで、今説明ありました。館長は次長が兼務と、できれば誰か見つけられればいいのですけれども、次長が兼務と。そして、この2人の3日、3日はどの程度の職員を想定していますか。つまりは教育、調査研究をするという、これはもうありますので、どこまで説明できる、単なる臨時、詳しい方を置く、どの程度の職員をそこに置くおつもりでしょうか、そこをお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 先ほどどういう体制かということで、週3日の方をお二人ということで説明したわけですが、現在展示等にも携わっている方を予定しております。その方々に、まず説明できる体制も取ってもらうということを前提に考えているものです。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） この経費の部分、700万円という、前に説明ありましたが、経費をかけないで、そうは言って、この設置の目的、ここの課題をどうするかということかと思えますけれども。そうしますと、教育、調査研究は、できれば資料館でやればいいのですが、教育委員会のほうの中にも社会教育の担当もいますので、学芸員もいますが、そのほうで、要は進んでもらいたいわけですが、いろんな。まさに現代史含めてやらなければならないのもあると思うのですけれども、消えてなくならぬようにしなければならない、教育委員会として使命もあると思えますけれども、そうしたときにそこはどういうふうに進めていくおつもりですか。ここは、単なる保管、展示する、見せる施設だと、研究とかそれは別なところでやるのだとか含めて、どういうお考えでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） まず、この資料館に当たっての展示する、そういう展示物等はあるわけですので、それをまず展示していくということで、皆さんにお見せする形を来年4月には整えたいということで考えております。

また、事業の目的にあるとおり、資料の調査研究、生活文化の伝承ということありますが、先ほども申し上げましたとおり、この資料館にある展示物の説明とは別に、新たなそういう歴史の調査と、あとはご質問もありましたとおり、今いる方から聞き取りしなければ伝承が絶えてしまう可能性があることを想定しておりますので、ここを、新年

度予算事項ではありますけれども、これらの調査活動も進めていきたいと考えておるところです。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） それから最後、附則で、4月1日、この条例は施行でありますので、そうしますとこの施設は4月1日にスタートできるということでの考えでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 4月1日開館ということで進めていきたいと思っております。ただし、全協のときも話ししましたけれども、オープニングセレモニーといいますが、開館式については、日曜日とか休みの日がやっぱり地域の皆さん方にもおいでいただける機会かなと考えておりますので、そこは今後具体的な日は設定、考えていきたいと思っております。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私もこの条例を読んだ中で、先ほど8番委員も話があったのだが、7条の2項の（3）、非常に条例としては分かりづらいものなのだよ。そこで、私は、（3）は削除しても何も問題はないのだろうなと思って見たのですが、いかがですか。条例はやっぱり簡単というか、理解しやすいような条例であればいいが、非常にこの点については、納付を要しないと言っていて、また次にはこの項目が入っているわけだ、いただくことで。これは、削除しても何も問題がないような気がするのですが、いかがですか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） ただいまのご質問、第7条の2項（3）のところというふうに思っておりますけれども、使用料と入館料は別ですよという中で、あくまでも研修室等のみの使用に係る方については必要ないですよということで、ここは必要な部分であるかなという判断をさせていただき、今回示しているところでございます。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今説明があったように、入館料と使用料は全く別なわけだ。その別なものをここに1つの文章として出すから、余計混乱するわけ、我々は。だから、私はあえてこの（3）はなくても、それぞれの条項で十分理解できると思うので、この

文言は混乱を招きますよ。私はそう思って、できればこの（３）は撤回していただきたい。８番の委員も恐らく同じだと思うのだが、遠慮して発言しなかったと思うのですが、これは考えるべきですよ。いかがですか。

○教育次長（三上訓一君） 穂高主任。

○委員長（合砂丈司君） 穂高淳主任、どうぞ。

○総務文書室主任（穂高 淳君） お答えをいたします。

まず、前提といたしまして、入館料につきましては、資料館に展示された展示物を観覧するために資料館に立ち入ることに対する対価でございます、使用料につきましては、いわゆる体験室等を使用することに対する対価として徴収するものでございます。そして、入館という用語についてですが、こちらは資料館の玄関から建物の中に立ち入ることを入館と解釈しているものでございまして、つまりは体験室等を使用する場合であっても、建物の中には立ち入ることになりますので、これは入館するということになるものでございます。

一方で、入館料につきましては、先ほどご説明したとおり、入館して、なおかつ展示物を観覧することに対する対価でございますので、展示物を観覧しない方につきましては当然に入館料を徴収すべきではないという判断の下、第７条第２項第３号の「別表第２に定める施設を使用し、かつ、資料館の展示物を観覧しない者」につきましては、使用料はいただきますが、入館料はいただきませんよということで、このような規定をさせていただいているものでございます。

また、多目的広場をご利用された方が資料館のお手洗いを使用いただく場合につきましても、これは一旦は資料館に入館することになるわけでございますが、これにつきましても当然に展示物を観覧する目的ではございませんので、入館料を徴収すべきものではないと判断したというところもありまして、この第７条第２項第３号の規定をさせていただいているものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そういう考えであれば、分かりました。あえてそれ以上は言いません。

そこで、今回参考資料として平面図なるものがつけられたわけだ。説明のときも平面

図があったかな。それで、資料館の全体の中で、いわゆる中庭とか校庭とかというのもあったわけだ。私は、ぜひそういうのも図面化して、この参考資料につけてもらえば非常にありがたかったなど。恐らく開館までには、それなりのパンフレットを作って用意すると思うのですが、ぜひ全体図を、分かるように図面に表していただきたいというふうに、これは要望です。

それから、その全体図が分からないので、あえて喫煙のことも書いてあったが、指定された場所、これは何か所設置するのか、それからこの資料館で禁止区域は、どういうエリアを禁止区域に想定して、この文言を入れているのかお伺いします。17条だか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） ただいまの質問は、第17条の禁止行為事項の喫煙場所のエリアということでしょうか。ここにつきましては、教育施設になりますので、全エリアとも喫煙は禁止ということになります。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そうしたならば、指定されたとか何かとかというのは、要らないことなわけだ。全面禁止でいいわけだ。「指定された区域以外は」と書いてある。私はそう取ったのだが、全面禁止で何も問題はないのではないの。これも1つ。だから、どこか造るのかなと思って、見るほうは、そういう趣旨で質問しました。いかがですか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 確かにご質問のとおり、「指定された」という表記あれば、そういうふうはどこか限定するのかなという捉え方されるというのは、そのとおりのご質問だと思っております。今回につきましては、全エリアを指定というふうな考え方で条例のほうを制定しておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 私、1点、結局参考資料では資料館の建物だけということで限定して見させていただきましたが、説明ですと、グラウンドからいろんなイベントも含めた形だし、玄関のところには貴重な紅葉というのですか、ライトアップもして、来客にも対応できるのがあります。そうしたときに、グラウンドゴルフができます、例えばパークゴルフもやりましようとなったときに、トイレが外にあればいいのですが、ない場

合に、さっきお話ししたようなことで館内に入って使っていただくということも想定されますので、幸い玄関の近くに男子、女子のトイレもあります。このところは、開館までにそういうふうに、前庭を使った方々もしくはグラウンドを使った方々でもうまく活用がなされるような形で検討をしておいていただきたいと思っておりますので、これも要望で終わります。

○委員長（合砂丈司君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 開館した際には、当初は直営でスタートするということよろしいのでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） そのとおり、直営で運営していきたいと考えております。

○委員長（合砂丈司君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 一方で、指定管理に移行することも想定しているということよろしいのですか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） あくまでも今後の環境等も出てくるかと思えますけれども、そういう団体等が指定管理の計画等を考えていただければ、この町の事業に合致すれば、そちらのほうも検討していければなということから、今回指定管理者制度の導入も入れたところでございます。

○委員長（合砂丈司君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 指定管理で出そうとしたときに、パートさん2人いないと運営できない休館日の設定というのは、受託する人が非常に受託しにくいというか、ということかなというのはちょっと思っているのですが、今後もし指定管理をするのであれば、そこは留意が必要ではないかと。

またさらに、開館時間が利用実績に照らして9時—4時ということも、受託する側からするとどうなのかというのは、ご利用なさる方の利便性の確保と併せて検討していくべき内容かというふうに思います。

あと、第3条の中には、調査研究ですとかというような事柄も入っていますので、開館した人にどこまで指定管理の内容で最終出すのかというのはありますけれども、ほか

のことを企画、調査する時間をどのように設定するのかというのは、運営しながらになると思いますけれども、適宜検討していただきたいということで要望して、以上です。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今の使用時間に関連して、そうすると地域の方々は、ここに食文化であり文化体験でありというふうな、小川の生活改善センターのような体験室と併せた形で、今度は袈綿とか穴沢地区の人がこちらのほうが使いやすいというふうなことで、4時までではなくて夜間も、例えば郷土芸能についても文化の関係ですよね、その練習したいのだとなってくると、4時で切り上げられるとここは使えなくなるということになりますが、その点についても、特に町長が認めた場合とあるので、それが「特に」かというのと、これは一般的なことなので、特に値しないかと思しますので、このところは少し、これが条例制定にはなるのでしょうかけれども、宿題が残るなというふうな気がしますので、検討を重ねておいてください。お願いします。

終わります。

○委員長（合砂丈司君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで換気のため、午前11時20分まで休憩します。

休憩（午前11時11分）

再開（午前11時20分）

○委員長（合砂丈司君） 休憩前に引き続き、条例補正予算審査特別委員会を再開します。
ただいまの出席委員は10人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第4号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第4号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第4号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第5号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、エネルギー、食品等の物価高騰の影響を受けた非課税世帯への支援を講じたほか、岩手県人事委員会勧告に準拠し、一般職員の給料改定率が1.22%、期末勤勉手当が0.1月分の引上げとなることから人件費の調整を行い、さらには国及び県の補助事業に伴い、早期の対応を要する事業につきまして追加の予算を計上してございます。また、本年8月12日から21日まで降り続いた豪雨により被災した公共土木施設を復旧するための予算も併せて追加してございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページを御覧願いたいと思います。別冊のつづりとしましてお配りしております令和5年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課長から説明がございまして、ここでは主な補正予算項目をご説明させていただきます。

それでは、14ページ、2款1項10目諸費、14節に伝送路支障移転移架等工事1,080万6,000円を追加しております。これは、有芸地区の風力発電に関する工事料が増加したものでございます。

また、18節に三陸鉄道運行支援交付金沿線市町村負担金439万9,000円を追加しております。これは、燃料費の高騰等に伴い、経営への影響を受けている三陸鉄道株式会社に対する運行支援について、岩手県及び久慈市から大船渡市までの沿線市町村により支援を行うものでございます。

同じく11目ふるさと納税推進費、7節にふるさと納税謝礼4,400万円を追加しておりま

す。これは、ふるさと納税の年間見込額の増加に伴い、返礼品調達に係る費用を追加するものでございます。

続きまして、飛びますが、19ページを御覧願います。19ページ、3款1項1目社会福祉総務費、18節に低所得世帯支援給付金1億2,250万円を追加しております。これは、令和5年度の住民税が非課税の世帯に対し、7万円を給付するものでございます。

また、19節に福祉灯油特別助成980万円を追加してございます。これは、令和5年度の住民税が非課税である世帯で、65歳以上の高齢者世帯、重度心身障がい者世帯、ひとり親世帯に対し1万円、生活保護世帯は8,000円の助成を行うものであります。

次に、23ページを御覧願います。23ページ、5款2項2目林業振興費、18節に高性能林業機械化促進事業補助金278万5,000円を追加しております。これは、林業機械においても価格が高騰しており、林業従事者の機械化促進の支援を行うため、追加をお願いするものであります。

次に、飛びますが、32ページを御覧願いたいと思います。32ページ、10款2項1目道路橋梁災害復旧費、14節に公共土木施設災害復旧工事8,500万円、同じく2目河川災害復旧費、14節に河川災害復旧工事1億2,000万円を追加しております。これは、8月豪雨災害により被災した町道及び町管理河川の災害復旧工事を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページにお戻り願います。14款1項3目土木費国庫負担金で公共土木施設災害復旧事業1億2,146万4,000円を計上しております。これは、災害査定の結果に伴い、国庫負担金が決定したものであります。

同じく2項1目総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,903万円を計上しております。これは、低所得世帯支援給付金事業に伴う国庫補助金となっております。

次のページ、9ページを御覧願います。15款2項2目民生費県補助金で、生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業350万円を計上しております。これは、福祉灯油特別助成事業に対する県補助金となっております。

次のページ、10ページを御覧願います。20款4項4目雑入で、携帯電話用伝送路移架等工事補償金1,397万円を追加しております。これは、有芸地区の風力発電に係る移

架等工事の補償金となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、5ページにお戻り願います。5ページ、第2表、地方債補正であります。過疎対策事業債、災害復旧事業債で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を10億8,160万円とするものであります。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。12ページをお開きください。1款議会費、1項議会費、1目議会費に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。1目を終わります。

次に進みます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、質疑ありませんか。

6番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地久志君） お尋ねいたしますが、12月5日のぴーちゃんねつとで職員の採用がまだ放送されているなど、ここ何年か採用が順調にいけないような気がするのですが、そこについてはどのように解釈しているというか、対応をこれからすべきかというところはお考えがあればお願いをしたいと思います。

○総務課長（三上義重君） 大森室長。

○委員長（合砂丈司君） 大森室長、どうぞ。

○秘書人事室長（大森淳一君） 職員採用試験、職員の人材確保の観点でございますけれども、実は昨年度の採用試験のときですけれども、これまで事務職に関しては9月の試験1本でやらせていただいております、その際、高卒すぐ、大卒すぐの応募自体がゼロでございました。これはまずいなというところで、今年度は早急にいろいろ採用試験

の計画を立てまして、まずは大学生、今民間企業も3月ぐらいから採用活動が始まって、かなり競争が激化しております。そこで、うちとすれば、まず7月の中旬に1次試験、大卒者向けに行っております。その後、高卒者向けに9月に通常どおり試験を行っております。さらには、今回また12月にも追加募集ということで、年3回、年4回といったように、私今4月から2月、3月までずっと採用試験に携わっているような格好になりますけれども、一応私ども総務課としまして、人材確保のために採用試験だったり、採用試験の内容の工夫、特にも専門職に関しては教養試験なしで、面接、作文だったりとか、人物評価のところ、あとは民間経験あるところの方を採用するなど工夫をして、人材確保には努めておりますけれども、実際のところ、国をはじめ、どこの市町村も、やはり人材確保にはかなり苦勞しております、職員の採用内定をしましても、実は今年も事務職5人、採用内定を出しましたけれども、3人辞退ということで、まだ2人の確保というような状況になっております。そのためにも、12月にも追加募集しているのが現状というところです。何とか職員確保のために試験等々は工夫をしておりますので、今後もそれは継続しながら、また新たな視点があれば、新たな取組をしながら人材確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） どこでも苦勞はしているようなのですけれども、一番の原因は何だと思っていますでしょうか。応募しなかったりとかというのは、第一にこれが原因で応募がないのではないかというのがもし思っていることがありましたら、お願いしたいのですが。

○総務課長（三上義重君） 大森室長。

○委員長（合砂丈司君） 大森室長、どうぞ。

○秘書人事室長（大森淳一君） 実は、応募はそれなりにはあるのです。ほかの市町村もなので、どんどんいろんな日に試験日を設定しているのです。そうすると、1人の人が5個も6個も併願する形になりますので、その受かる方が5つ受かると4つの自治体は欠員が生じると、その何か繰り返しをしているのではないのかなというふうな、まず1つ原因としては把握しております。

あとは、国のほうでは、やはり給料、民間のほうに比べれば国家公務員は低いのではないかということで、今年度、私が入って以来、初めて1万2,000円とかというベースアップしておりますので、そういったところは国も併せて給料、待遇面の改善というところが進められてきておりますので、そういったところは国、県に準じながら、待遇面のアップも考えながらやっていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 採用が幾つからもあって、多分一番給与が高いところに行くのではないかなと思うのです。今言ったように、いわゆる給与改正もして、来年から上がるということなのですが、独自で何とかもう少し上げていこうということはできないのでしょうか。非常に難しいとは思いますが、そうしていかないと、岩泉町の人事にひずみができて、この年はある、この年はないという形で、将来的なことを考えたとき、うまくいかないのではないかなと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） 確かに公務員希望自体が、新聞等でも出ていますが、学校の先生が希望者が少ないとか、警察官が少ないとかという、今は時代の流れといいますか、状況的にかなり公務員が嫌われているといいますか、ブラックのイメージがついているのかもしれませんが、傾向としましては、実際のところ、先ほど室長のほうからも答弁しましたが、例えば4か所、5か所併願して出したとしても、希望するのは、給料も一応選ぶ条件になりますが、やっぱり地元のところということで、実際のところ、ここ数年、なかなか地元希望者からの岩泉町役場への応募のほうも本当に数える人数しか来ていないということもございます。

実際給料自体のほうも、令和4年度のラスパイレス指数、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準の指標ですが、岩泉町は96.6になります。33市町村中14番目、ちょうど真ん中辺です。19町村中も6番目ということで、ほかの市町村に比べれば少し高いほうであるというのは認識ございます。ただ、給料自体、ほかの市町村の職員の方と比べて、ある程度高いところにあるのかなと思いますが、町の給料となると、国

も県もですが、官と民の分の給料水準のバランスがございますので、なかなか……委員から大変ありがたい、給料を上げるというようなお言葉もいただいていますし、実際のところ我々のほうもコロナのワクチン対応があったり、あるいは今であれば物価高騰とか、我々にすれば通常の業務から離れた突発的な業務もあって、職員に大変苦勞をかけておりまして、給料を上げるというのはありがたい言葉なのですが、やはり一番のところは、我々にすれば町内の民間のところとのバランスもございますので、その辺も慎重に考えながら、給料につきましては今後、検討といいますか、状況を見ながら慎重に判断していきたいということで答弁させていただきたいと思います。

○委員長（合砂丈司君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 岩泉高校の卒業生に対しては、入学金とか授業料とか出して、何人か大学へ行っていると。その人たちが戻ってくるための環境づくりというのも含めて、せっかく、投資と言ってはおかしいけれども、教育に投資してもらって、そのまんま町外で就職したりとかということではなくて、岩泉に戻ってくる環境というのやはり、では岩泉町役場ではこういうことができますよというふうなことをもっと弾力的に考えて、何とか次の世代がきちんと育っていくような環境づくりをしていただきたいなと、そのためにも給料も上げたりとか、住まいのこともそうですし、トータルでどうするのかというのをもっともって考えて、採用活動をしてもらえればと思います。

以上でございます。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

3目財政管理費に移ります。質疑ありませんか。12から13ページです。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで3目を終わります。

4目会計管理費、質疑ありませんか。13ページです。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで4目を終わります。

5目財産管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで5目を終わります。

7目支所費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで7目を終わります。

10目諸費、質疑ありませんか。13ページから14ページです。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで10目を終わります。

11目ふるさと納税推進費、質疑ありませんか。ありませんか。

8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ふるさと納税の推進で、報償費が4,400万円と、歳入のほうが一
タル2億9,000万円というのがのっています。ここについての当初の見込みと、それから
伸びたところの分析はいかがですか。

○政策推進課長（佐々木 真君） 齋藤主任。

○委員長（合砂丈司君） 齋藤主任、どうぞ。

○政策推進室主任（齋藤 鈴君） ふるさと納税についてなのですけれども、当初の見込
み1億8,000万円、歳入としておりましたが、今回増えた要因として、大きくは2つある
のですけれども、まずは8月から受付を開始したマツタケ、あとは8月にテレビ放送が
ありましたヨーグルト、この2点になります。

マツタケについてなのですけれども、今回町内の事業者さんの協力もありまして、返
礼品の種類が増えました。今まで町のほうで取りまとめて3品目を出していたところを
事業者さんそれぞれに、例えばご家庭用であったり、ご贈答であったりですか、ちょ
っと種類、あとはグラム数なんか変化をつけていただきまして、かなり多くの返礼品を
出すことができました。昨日現在、寄附額、総額2億7,000万円ほどと今なっているので
すけれども、その中でマツタケが1億4,000万円を占めております。

あと、もう一つの岩泉ヨーグルトなのですけれども、8月にテレビ放送されまして、
放送後かなり爆発的に申込みが増えました。その結果で、放送1週間前が150件程度の申
込みだったところ、放送後が1,500件を超える、10倍を超えるといった、かなり多くの申

込みがあり、8月から現在まで岩泉乳業部門の申込み、約9,000件となっております。

この2点が大きな要因として寄附額の増となりまして、今回歳入1億1,000万円とそれに係る報償費、あとは手数料はどうしてパーセントでかかってきますので、その手数料の分を歳出として補正を計上させていただきました。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） すごくマツタケでありヨーグルトであり、効果があるのだなと思っていました。

そこで、これが先ほどの6番委員との関連があるのですが、職員採用のときに、トータル2億5,000万円なりの純粋な利益が、利益というか、町に財源が生じた場合に、この2億5,000万円の財源が生じても職員の体制は変わらないというふうなことになる、相当の負担がかかっているかなというふうなことで、特定目的基金で、こういう業務がありますが、職員募集というのは難しいのかどうか。地域おこし協力隊ですと、特目で皆さんにおいでいただいて、3年活躍をしていただきながら定住化にもつながっているという効果もあるわけですが、何か特色のある職員採用というふうなときには、このふるさと納税というのも使える一つではないかなと思っていますけれども、どちらに質問したらいいかですが、使えませんか、どうですか。

○委員長（合砂丈司君） 三浦英二副町長、どうぞ。

○副町長（三浦英二君） 珍しいご提言をいただきました。ただ、2億4,000万円が、これがそのまま町に入るわけではなくて、これは手数料があり、それから町は仕入れを、仕込みをして出しておりますから、町内の事業者さんに入るお金ということになりますので、2億4,000万円のうち半分が町の純粋な収入になってくるということになります。

職員募集は、我々地方公務員の地公法によって競争試験ということになってございますので、これに特別な特典をつけるということにはなかなかまいらないということになります。

これは大変貴重なご提言なので、何か活用を考える必要があるということは、私どもも認識をさせていただきました。この貴重な純粋な財源につきましては、町長がかねてから申しております子育て支援策、移住・定住支援策、これのほうに優先して執行をす

とということで私どもは指示を受けておりますので、まずはそのほうを優先した施策を考えてまいりたいというふうに今は行動をしているところでございます。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで11目を終わります。

2項徴税費に入る前に、ここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。ここには、株式会社岩泉きのこ産業、株式会社岩泉総合観光も含まれます。質疑ございませんか。

12番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） 人事について伺います。報道されたように、新たな監査役が残念ながら亡くなられたということで、欠員が生じている状態ですが、その後の体制はどのように行うのかお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 第三セクターの監査役につきましては、お一人お亡くなりになって、欠員という形になっております。法的なところでいいますと、ホールディングスについては今お一人おりますので、それで今のところは賄えるということになっております。100%子会社の総合観光ときこの産業、こちらについてはもう既に監査役が欠員になっておりまして、そこは補充をしなければならないと、法的な部分でということで、ここにつきましては、ホールディングスにおります三上監査役のほうをそちらのほうにも充てまして、総合観光ときこの産業のほうにも配置をしております。ただ、これにつきましては、来年の総会のところまでの任期になりますので、そこまでに、またホールディングスももう一人の欠員の分の補充と併せて、100%子会社のほうにつきましても再度、もう一度取締役会等で協議をしたいというふうに考えております。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 前回の全員協議会で、きのこ産業のヒートポンプの関係で金額の提示とボイラーの82台がありました。これについては、資料が見つからなかったもので、改めて具体的な内容というふうなのが後日示されるのかどうか、その点についてはいかがですか。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木修二農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ヒートポンプエアコンの国庫事業導入に係る資料については、前回全員協議会ではまだ間に合わないということで、議員各位にはお示しはできなかったところでございます。詳細の内容につきましては、口頭でも若干は申し上げましたけれども、その内容は機会を捉えながら、説明のほうは皆さんのほうにはしていきたいなというふうには思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 今のに関連しますが、国の補正予算で、町長を先頭に、この事業を一気に全部やるというふうなことかなと思いますが、これが採択というか、この事業が決まって、まず敬意を表したいなと思います。

それで、これは補正で来年度、時期は、いつ頃整備になって、いつ頃終わるか、それだけは教えてもらっていいですか。もう少し詳しく、概要でいいですが。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今後のスケジュールでございますが、国の事業は補正での事業でございますので、その予算化については、県は既に12月の議会で予算を計上してございます。町のほうの予算につきましては早めの、議会のほうで予算の措置のほうはお願いし、事業のほうは繰越予算で実施したいと思っております。最終的な目標といたしましては、令和6年度中の完了という形で今考えてございます。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） あと、別なところの損益計算書、きのこ産業の分ですが、営業外利益は、これは町からの補助か何かですか。この内容をお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の営業外の収入のほうの分でございますけれども、こちらのほうは令和5年度町の予算で計上してございますおがくずの支援関係の事業でこういう金額、月割りで計上してございますので、予算の金額とはちょっと違いますけれども、上半期分相当ということで上がっているものでございます。

○委員長（合砂丈司君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑を終わります。

ここで席替えをお願いします。

2項徴税费、1目税務総務費、質疑ありませんか。14ページ、15ページです。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

2目賦課徴收費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで2目を終わります。

3項1目戸籍住民基本台帳費、質疑ありませんか。15ページ、16ページです。1目です。

8番、坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） 12節の住基システム改修委託料についてお伺いします。

この住基システム改修の場合は、住基の設備を購入し、年間の委託料をかけて、そのほかにさらに改修の委託料というふうなことで、なかなか積算の根拠というの、一般の人だというと、どこにどういう単価があって、どう見積もるのかというのが分かりづらい部分なのですが、ここの分で、今までの分で、結局この住基システムを入れていくと相対的にどれだけのお金が将来もかかっているのかというふうなのを試算はしたことがありますか。

○委員長（合砂丈司君） 山岸知成町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

戸籍システム及び住基システムについては、今現在、これ国のほうが主導して進めておりますけれども、言葉で言えばガバメントクラウドであるとか、政府クラウドであるとか、あと見方によっては自治体システムの標準化というものが進められておりまして、これは令和7年度まで続く見込みとなっております、順次国のほうでルールを定めて、市町村のほうで改修していくというのが令和7年度まで続く見込みになっておりまして、それが終わった後にこういった形に落ち着いてくるかというところが、ちょっとまだ見

えないところがございます。今ガバメントクラウドという言葉を使いましたけれども、これは住基とか戸籍だけにとどまらず、地方税であるとか、社会保障分野であるとか、様々な分野に及ぶシステムを国の統一したルールに基づいたシステムにしようという取組でございまして、これらが落ち着いた後に、将来もう少し具体的に見据えた数字を出せるのかなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 国のほうの要請なり指導だということになった場合に、これは財源的には国のほうからの措置もあるのかどうかはいかがですか。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

令和4年度あたりからこういったシステム改修というのを進めてきておりますけれども、これらについては全て国のほうで定める標準化というルールに基づいてやるものでありまして、財源的には、基本的には国が全額出している状況となっております。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） これは、住基システムだけにかかわらず、町の案件の、先ほども答弁ありましたが、いろんなシステムなり、今まで人でやっていたのがシステムによって、専門業者に関わる分があると思います。ですので、全体的な把握というか、これは企画なのか財政なのか、なってくるとと思いますが、これは常に認識をしていただきながら、新年度予算のあたりにはトータル的なことを精査できるような形にまでまとめていただければ、また改めて質問させていただきますので、これは検討しておいていただきたいと思います。

○委員長（合砂丈司君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

6 項1目監査委員費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで1目を終わります。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時59分）

再開（午後1時30分）

○委員長（合砂丈司君） 休憩前に引き続き、条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に入ります。18ページをお開きください。3款民生費に入ります。ここで、新規事業の説明を求めます。

山岸知成町民課長。はい、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） それでは、町民課から新規事業2つの概要説明をさせていただきますので、資料の2ページをお開きください。事業名は、低所得世帯支援給付金事業。事業実施主体は、岩泉町です。

事業の目的ですが、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、令和5年度の住民税が非課税である世帯に対して給付するとしています。

事業の内容ですが、1、対象世帯としまして、基準日（令和5年12月1日）において本町の住民基本台帳に記録され、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯としますが、当町においては、国が定める取扱いから独自に対象世帯を拡大して実施することで考えております。その拡大の内容ですが、今回の国の取扱いでは、非課税世帯のうち、住民税課税世帯から扶養を受けている世帯については支給対象外となっているところですが、当町では課税世帯から扶養を受けている非課税世帯も給付の対象に加えて実施しようとするものであります。

2、給付金の額ですが、1世帯当たり7万円。

3、事業費ですが、給付金として1,750世帯分、1億2,250万円、事務費として108万6,000円、合わせて1億2,358万6,000円となっています。

4、給付のスケジュールですが、令和5年12月下旬に支給案内を送付し、令和6年1月1日号広報において周知を行います。1月下旬から順次支給を進めてまいります、受付期間は令和6年2月29日木曜日までとしております。

なお、本給付金は、申請なしに給付を行う、いわゆるプッシュ式での給付を進めようとしているものであり、対象と見込んでいる1,750世帯の9割程度は申請なしで給付できると考えております。

特記事項として、本給付金事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、実施するものであります。

最後に、財源ですが、事業費1億2,358万6,000円に対し、国庫補助9,903万円、差引き一般財源が2,455万6,000円となっておりますが、これはこの事業に係る国の配分が2回に分けて配分されることとなっております。現在配分を受けている額で国庫補助金を計上したことによります。次回の配分において、国の取扱いによる分については満額配分される見込みとなっております。

次に、3ページについて説明させていただきます。事業名は、福祉灯油特別助成事業。事業実施主体は、岩泉町。

事業の目的は、灯油価格の高騰による家計負担の軽減を図るため、低所得の高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯及び生活保護世帯に対し、暖房費の一部を助成するとしています。

事業の内容ですが、1、対象世帯として、本町の住民基本台帳に記録されている世帯のうち、申請日現在において、次のいずれかに該当する世帯となりますが、社会福祉施設等に入所または医療機関に入院している世帯は除くこととしています。

(1)として、世帯全員の令和5年度住民税が非課税である世帯で、令和6年3月31日までに65歳以上に達する者のみで構成される世帯、重度心身障がい者世帯、ひとり親世帯。(2)として、生活保護法による被保護世帯。これらの世帯を対象世帯としているところです。

2、助成額ですが、1世帯1万円、生活保護世帯は8,000円としています。今回県においては、1世帯当たり7,000円を基準に、その2分の1を支援すると打ち出しておりますけれども、当町においては、昨年に引き続き、独自に上乘せして実施したいと考えております。

3、事業費ですが、1万円の世帯が900世帯、8,000円の世帯が100世帯で、合わせて980万円。

4、助成スケジュールですが、令和5年12月下旬にびーちゃんねつとで周知し、令和6年1月1日号広報で周知及び申請書を配付します。1月4日から申請書を受け付け、1月下旬から申請書類を確認後、順次支給を進めてまいります。受付期間は2月29日までとしています。

特記事項として、今回の福祉灯油は、県の生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策事業を充当して実施することとしていますが、補助基準額は1世帯7,000円、補助率2分の1となっています。

最後に、財源ですが、事業費980万円で、補助対象は700万円、県補助が350万円で、630万円は一般財源となります。

以上で、新規事業の概要説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 説明が終わりました。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、質疑ありませんか。18ページ、19ページです。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） まず初めに、18節の低所得世帯支援給付金、プッシュ支給が9割ということです。残りの1割はどのように支給されるのかお伺いします。

○町民課長（山岸知成君） 芳賀地域福祉室長から。

○委員長（合砂丈司君） 芳賀地域福祉室長。

○地域福祉室長（芳賀範子君） お答えさせていただきます。

残りの1割の方につきましては、確認書と呼ばれるものを送付いたしまして、この確認書のほうの返送を求めるものになりますが、この確認書につきましては、世帯主の方が変更になった方ですとか、前回の給付の条件から変わられた方に対して、改めて給付

の条件を確認させていただくために、やむなく返送という形を取らせていただくものがあります。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） このプッシュ支給は、非常にいい施策だと思っております。そこで、19節のほうの福祉灯油のほうはプッシュ支給にはならないのか、その理由をお伺いいたします。

○町民課長（山岸知成君） 菊地国保年金室長から。

○委員長（合砂丈司君） 菊地国保年金室長。

○国保年金室長（菊地天絵君） お答えいたします。

福祉灯油特別助成事業なのですがすけれども、対象者が住民税非課税のほかに、在宅で生活する方への暖房費の支援となっておりますので、入院されている方、またあと社会福祉施設に入所されている方は除くという条件が1つあります。また、そのほかに高齢者の方への給付なのですがすけれども、65歳以上の方のみで構成されている世帯というような条件がありますので、あらかじめプッシュ式と同様に対象者を絞って給付するというのがなかなかこちらで絞れないような状況なので、プッシュ式ではない状況となっております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 分かりました。

それで、今後国からの給付事業等は、このようにプッシュ方式で、プッシュ給付で行っていく考えなのかお伺いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

前には例えばコロナの影響により、今回は物価高騰によりというようなことで給付金があるわけなのですがすけれども、これらについては、国のほうでプッシュ式でできるという条件を整えた上で、各市町村に流しているところです。そういったものについては、当然ながら当町としてもプッシュ式で今後も対応してまいりたいと思いますので、よろしく

お願いします。

○委員長（合砂丈司君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 18節の低所得世帯支援給付金のところでお尋ねしますが、1,750世帯ぐらいということのようですが、もし内訳が分かれば知りたいなと思います、年代ごととか。そうすると、そのことによって我々のほうでは、ではその人たちがもっと所得が増えるような対策はどういうことができるのかということをやっと考えてみたいなと思ひまして、開示できましたら年代別とかというところをお願いいたします。

○町民課長（山岸知成君） 芳賀地域福祉室長から。

○委員長（合砂丈司君） 芳賀地域福祉室長。

○地域福祉室長（芳賀範子君） お答えさせていただきます。

まず、給付金の世帯主の年代別の世帯数についてでございますけれども、現在対象世帯を精査しておりまして、現段階で把握できるところの数字でお答えさせていただきたいと思ひます。まず、世帯主の方が75歳以上の後期高齢者の世帯数につきましては、全体のうちの1,032世帯になっておりまして、約58.4%を占めております。続きまして、65歳以上74歳以下の前期高齢者と言われる世代につきましては428世帯、24.2%となっております。後期高齢者も含めると1,460世帯、約82.6%となっております。それから、世帯主が40歳以上64歳以下である世帯につきましては242世帯となっております、13.7%、39歳以下である世帯については65世帯、3.7%となっております。

以上でございます。

○委員長（合砂丈司君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） ありがとうございます。やはりそれこそ65歳以上がかなりのウェートを占めて、年金の人たちかなという推測はできるのですが、この人たちの分にも何とか所得が上がるような仕組みというのを考えなければならないなと思ひます。というのは、岩泉町全体で4,000ちょっとの世帯の中の約半分が非課税ということであれば、これからのことを考えれば、議員としてもちょっといろいろ考えたいですし、それから町サイドのほうでもいろんなことを考えていただいて、この人たちに幾らかでも所得があるような仕組みということを考えていかなければならないのではないかなと思ひて聞いた次第でございますので、そのことも踏まえて、今後町サイドのほうでもいろんな対

応をお願いしたいということで終わります。ありがとうございます。

○委員長（合砂丈司君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 低所得世帯支援給付金についてなのですが、先ほどもありましたけれども、全世帯の42%ぐらいが対象になっているのですけれども、そういった方々は年々増えているという状況なのでしょうか。増加、増減について、もし分かればお答えください。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

私が申すまでもなく、人口自体は減っているわけですが、世帯数のほうは若干の増加傾向にありまして、それに伴ってという表現が正しいかどうかあれですが、給付世帯数は少しずつ増えている状況でございます。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この給付金事業ですが、この事業と福祉灯油はダブって、同じ世帯の人が双方とも支援を受けられるということは可能ですか。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 給付対象世帯は、それぞれ別に判断します。そういったことから、両方ともいただける世帯というのは当然出てまいります。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） あわせて、この前の報道では、7万円もありましたが、10万円という国のほうの施策の報道がありました。これについての関係、今回7万円ですが、10万円というのについても、追加で今年度中にそういう対策につながるのかどうかお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず最初に、7万円の給付金のほうですが、これについては今年の春、3万円の給付があった後、今回7万円を給付して、合わせて10万円という報道内容になっております。それに加えて、最近報道されているのは、均等割のみ課税世帯、これについては今まで給付金の対象にならなかったもので、今度10万円を給付するといった報道がされていると

ころです。当然住民税の条件が違いますので、別な世帯ということになりますし、報道によりますと2月から3月に給付というのは確認しておりますけれども、具体的な取扱いがまだ我々のところに届いておりません。それが届き次第、速やかに給付するように対応はしてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、今まで対象にならなかった世帯に日が当たるということになりますが、この世帯が今言った1,750世帯からどれぐらい増えるものでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 具体的な条件が、報道のほうでは出ておりますけれども、国のほうから示されておられませんので、単純に今までの対応してきた中の状況をお話しさせていただきますが、令和4年度に均等割のみ課税世帯も含めて給付金を給付したことがございました。その際の状況を見ますと、均等割のみ課税世帯として給付した世帯は250世帯となっておりまして、その辺の世帯数になるのではないかなというふうに思っております。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。3目老人福祉費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。4目国民年金費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。3目児童福祉施設費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。3目母子保健費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。5目保健師設置費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。6目環境衛生費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。7目健康増進費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。ここで席替えをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、質疑ありませんか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここ、熊の被害が相当確認されているわけですが、この農業費のところでお伺いしますが、牛を飼っている方が冬、餌に困るとか、そういう被害はないかお伺いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木修二農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） そういった情報は、農家さんのほうからは入ってはございません。

○委員長（合砂丈司君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。5目基幹集落センター等運営費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

ここで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

これで一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告についての質疑を終わります。

◎農林水産課長の発言

○委員長（合砂丈司君） ここで発言の申出があります。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、情報の提供となります。

二升石にございますチップ工場を経営しております新北菱林産株式会社から、先般、令和6年4月1日に親会社であります三菱製紙株式会社に吸収合併されるという報告をいただきました。同工場は、町内の経済的効果、役割が大きいところでございます。合併による事業の変更はなく、二升石の工場も現状どおり運転されるとのことでございます。

合併の背景といたしましては、三菱製紙の中期経営計画において、経営基盤の強化と新しい三菱製紙グループの創造の取組を進めており、その一環としてグループ子会社の再編を行っております。人材の確保が厳しい時代に変化してきているというところで、将来を見据えた子会社の合併によるスマート化を図る狙いと伺っております。

以上、農林水産課からの情報提供となります。以上でございます。ありがとうございます。

○委員長（合砂丈司君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

○委員長（合砂丈司君） 次に進みます。2項林業費、1目林業総務費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2目林業振興費、質疑ありませんか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） この高性能林業機械化促進事業補助金、これの内容をまずお願いいたします。どこがとか、どういったものにと、そういったことです。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐藤総括室長から。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤総括室長、どうぞ。

○農林水産課総括室長（佐藤昭仁君） この高性能林業機械の補助金につきましては、リース事業、それから購入事業と2つに分かれておまして、リース事業におきましては、リース費用の3分の1、それを支援するもので、最長5年間となっております。それから、購入事業につきましては、これもまた費用の3分の1でございますが、上限額500万円以内の支援を行う、そういった事業となっております。

今回の補正につきましては、278万5,000円を計上しておりますが、これは納期が未定でありました購入機械の納入が早まったということがありまして、今回追加で支援しようとするものでございます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 通計で2,132万円ということで、この事業、私はすごくいいものだと思うのですが、利用している事業所さんは、これくらいの補助で、もちろん助かっているとは思いますが、高性能機械化にするに当たって十分な補助になっているのか、その辺はいかがですか。実はもっと高性能機械化にしたいのを我慢しているとか、そういった辺はどのように課のほうでは考えているのか。どうでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木農林水産課長。はい、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） この事業は、令和元年度からスタートしている事業で、

事業者の皆さんからは大変ありがたいということでお伺いしているところでございます。補助率の3分の1は、当方では妥当な線かなというふうに思っていますし、補助率は高ければ本当にいいと思うのですけれども、やはり自らの所有する機械ですので、そこら辺の負担は当然お願いしたいなと思ってございます。事業者の皆さんは、1台のみならず、最大でこれまで3台をこの事業で導入されたという方もおりますので、今後新たにというのがだんだん少なくなってくるのかなという見通しもございますが、現時点では十分な対応をしながら、いい成果が出ているのかなというふうには捉えてございます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） もちろん補助が高ければ高いほど使う方はいいのかなというふうに思いますけれども、岩泉町は林業も本当に大事にしていかなければならないという一つの第1次産業だと思います。これからもそういった、高性能化もそうですけれども、その以外のものでも、ぜひ事業者さんのニーズに沿った形でのそういった支援というのは必要だと思いますので、引き続きお願いして終わります。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。3項水産業費、2目水産振興費、質疑ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 先ほどの高性能であれば、機械1台の3分の1でも278万円あります。けれども、これだけ今サケの問題が結構話題になっても、その支援というのがこの120万円ほどということになると、ざっと考えただけでも何か手だてをしなくてもいいのかなと、これはサケの回帰にまでつながるのかなと思ったりする心配の部分があるのですが、その点についてのご説明をお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） このサケの種苗放流の緊急対策事業は、過年度においても実施しておるところでございます。事業につきましては、県の補助事業もございまして、地元負担のほうも少ない形になってございます。今回、漁協様の負担の4分の3

を町が負担するということですのでございますので、全体の事業費ですと、約380万円ほどの事業費になってございます。

一方で、サケの種卵、卵のほうの確保については、地元でも河川で捕れた魚、海で捕れた魚、全部を採卵しているという状況ですが、移入卵といいまして、北海道のほうからいただける、要望していただける卵の数も制限がございますので、妥当な線での、協力できる範囲内の事業費という形になってございますので、こういった事業費という形になってございます。

なお、回帰を高めるためにということではございますけれども、種卵の確保のほうも制限されてございますので、まずはこの事業を継続していくことというのが現在できる事業なのかなというふうにも思っております。

以上でございます。

○委員長（合砂丈司君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで伺いたします。ALPS処理水の放出によって、本町でも影響が出ているかと思いますが、どのような影響が出ているか、把握されていれば伺いたします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ALPS処理水の影響ということで、詳細な影響というのはなかなか捉えづらいところもございますけれども、現在影響が出ている面につきましてはアワビの輸出のほうに滞っているというところもございまして、それを受けて価格が下がっているというところが挙げられるのかなと。直接的にALPSの処理水による影響なのかどうかは分かりませんが、輸出の相手方のほうの影響によるものというふうには思っているところでございます。

○委員長（合砂丈司君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 私のほうは、お礼のほうになります。ということは、今課長も13番の質問に対して答弁していただきました。そのとおり、去年は川の遡上が2,700本ぐらい上がったのですが、今のところ大体50%ぐらいの回帰率になっております。ですから、去年並みには届かないかなと思っておりますが、ただし北海道の卵が去年並みには来るのではないかなと考えておまして、この補助額でまずいいのかなと私も考えておりま

す。

ただ、やはり今県内の各ふ化場が大変回帰が悪くて、目に遭って、私のほうのあれが拠点のふ化場になりまして、普代、それから田野畑の種卵を預かって、ほかのほうのよりかはこっちのほうがある程度いいものですから、そういうことで今やって、経費等も先ほど佐々木課長のほうから答弁であったのですけれども、県のほう、それからあとは増殖協会のほうからもいろんな支援がありますので、取りあえず今回でまず、いっぱいいただければいいわけですが、それはやはり数字上考えた補助かなと考えております。

それから、先ほどALPS処理水の関係は、アワビの関係ということを今課長も答弁したわけですが、単価が去年から見ればかなり下がりました。特に2号品が本当にかなり安くて、それこそ去年は五、六万円で売れたのが2万円、3万円で取引になっているというような格好でございますけれども、ただ我々のほうもおかげさまで、町のほうの関係で愛土館というものを利用して、組合員のために何とか高く売ってやろうということで、皆さんにいろいろ、個人の方等からも何とかお願いして、役場の職員の方、それからホテルの方等から何とか協力をいただいて、若干でございますが、値を、単価をやっているというような格好でございます。課長の答弁を取ったような格好なのですが、そういうことでございますので、この予算については皆さんも、このとおり上程した案を何とか認めていただきたいなど、私のほうからもお願いしておきますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） サケの不漁というか、不漁が数年も続いて、これからもなかなか回復が難しい中で、県内の漁協ではサケに代わるサーモンの養殖を進めているようですが、岩泉町、小本浜漁協と相談になると思うのですが、何とかこのサーモンの養殖事業を方向性としてできないものか、この方向性についてお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） サケの不漁に伴い、県内各地の漁協さんで養殖のほうをされる取組が増えてきております。当町におきましては、やはり湾がないというところ

ろ、外海に面しているという状況もございますので、まだ検討、協議という形ではおりませんけれども、外海に面した養殖は相当厳しいというところで今思っております。ですが、サーモンに代わる何かというところで、いろんな品目等の検討もしているところではございますけれども、やはり今ある産業をとにかく安定させていくほうがまず重要なというふうにも思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（合砂丈司君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。3目漁港建設事業費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。ここで……

〔「席替えをお願いします」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 席替えをお願いします。

6款1項商工費、1目商工総務費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。3目地場産業振興費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。4目観光施設費、質疑ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この繰出金の156万円、通計で4,100万円です。それで、観光会計はざっと2億円なら2億円というふうな中で運営していると思うのですけれども、その中のこの4,000万円の繰り出しというのになると、少し検討の余地があるのではないかなと思ったりして考えますが、その点についてのお考えをお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 佐々木章経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 今回156万円の増額をさせていただくと。これにつきましては、一般会計にしわ寄せを寄せてしまうということで、担当課としては大変申し訳ないと思っております。通計では4,100万円ほどの繰り出しをお願いするわけですが、このうち、ルール分ということで起債償還分が含まれております。その金額は約1,300万円ですので、実質的な赤字補填分としては2,800万円ほどの一般会計からの赤字補填をいただくということとなっております。今回ご案内のように、大雨被害で2万人の入館者を逃してしまった、これで約2,000万円の収益減になったと、これが痛かったわけですが、今年度は多額の繰出金をお願いするわけですが、新年度以降、この赤字補填、一般会計からいただかなくても運営していけるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 結局洞窟という分もあたりします。ということは、ほかの施設を抱えている観光施設よりは、洞窟であり割と維持費が抑えられるという要素もあるのではないかなと思ったりもします。ですから、検討の余地が、2億円入るということになりますので、例えば入洞者が減ったとしても、その洞窟を利用しながら、2億円という財源を拠出しながら、なおかつ町からも、さっき言った仮に起債があるとしても、4,000万円というのになれば、ぜひぜひこれは再考の余地があって、何かいい運営ができそうな材料でもあるように見受けられるために、新年度に向けては再吟味をお願いしたいと思っています。要望で終わります。

○委員長（合砂丈司君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） この工事請負費の寝台列車の自火報は、更新なのか、新たに設置なのか、それはいかがですか。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 加賀観光交流室長。

○委員長（合砂丈司君） 加賀観光交流室長、どうぞ。

○観光交流室長（加賀光弥君） お答えいたします。

こちらにつきましては、新規の設置というふうな格好になります。現在設置しているのが住宅用火災警報器を設置しておりまして、平成26年に設置しているものでございます。こちらは、設置後、消防法の改正がございまして、それに伴い対応するようなこと

でございます。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。ここで席替えをお願いします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、質疑ありませんか。

13番、八重樫委員、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） ここでお伺いいたします。

県の事業なのですが、清水川の河川工事が今行われております。そこで、うれいら通りの流雪溝のほうに水が来ているわけですが、この水位がかなり下がっております。これ、これから本格的な冬が来て、雪の捨て場としてうれいら通りの皆さん使っているわけですが、この水量は上げることは可能なのか、そこをお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） お答えします。

まず、現在清水川の工事につきましては、新栄橋の上流側で従前あった取水のための堰堤とか、ああいったものを取り壊して、現況の擁壁ですとか、新設というようなものは工事が進められております。ですので、現在河床も下がってしまっていて、自然流下では取水が取れないというふうな状況になっておりました。それで、県のほうでも、うれいら通りですとか、あとは向町方面に行っているその流水というものは、従前から流雪溝ということで利用されていたということも重々把握しておりまして、それにつきまして、やはり冬場はどうしても取水を対応しなければならないということで検討していただいております。それで、具体的にはポンプ等の仮設のものを投入しまして、くみ上げて冬期間、これも冬期間といっても降雪がある、雪の予報がされたり、雪が降っているような状況のときに取水をして、流雪溝としての機能のある程度確保はしていきたいと。可能な限りの用水になりますので、従前のような水量は、満足いただくようなものはちょっと期待できないのですが、それにしても可能な限りポンプで上げてということで対応したいと。これは、うれいら通りもそうですし、向町方面も取水の場所を変えて、水をくみ上げるというような対応を取るというふうなことで情報をいただいております。

た。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 大変考慮してもらってありがたいのです。

それで、1点伺います。このポンプアップの取扱いは、県の職員の方がされるのか、それとも、どなたがこのポンプのスイッチを入れるか、そこを確認されているのであれば伺います。

○委員長（合砂丈司君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 基本的には工事の中で行いますので、業者さんのほうに委ねるような形になります。それで、どうしても休日、土日ですとか、工事お休みになりますので、雪の予報があれば、これは降る、降らないにかかわらず、降る予報であれば、もう上げておくというふうな対応を取るというふうなことで情報をいただいております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 何とかポンプアップといっても、ポンプアップの水量というのは、ご存じのと通りの水量だと思います。あそこの側溝の通常流れている量は、ポンプアップではなかなか対応できないくらいの量が流れています。ですので、その工事屋さんがずっとついていてくれるということになれば、今河川のほうでも黒い土のう袋できちんと流量を振り分けをしてやっていますが、県管理の分ですから難しいとは思いますが、再度相談に乗っていただけるのであれば何とか、一々、今日はポンプアップ、今日はなしとかということではない自然的な流れの中で、町の管理者である消防団ですとか町内会でというので対応できるようにしておいたほうが、一冬になるかもしれませんが、ぜひこの協議をしていただきたいという気持ちがありますが、対応が可能なかどうかお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 本来であれば、仮設のようなポンプではなくて、自然流下で取り込むというふうなのが理想になるかなと思います。そのとおり、うれいら通り

のほうに向かう水路といいますか、導流の施設は部分的に残っているので、そちらのほうに水を自然流下で持っていければいいのですけれども、先ほども今の工事の進捗状況でお話ししたとおり、大分河床を下げた状態で既存の擁壁なりを補強するような工事を進めておりますので、今の河床の高さと自然に乗る高さというのは相当な高低差あるかと思えます。ですので、自然に乗るためには、今ですと発電所がありますけれども、あっちのほうまで行って、ようやく水が乗るか乗らないかとか、そういうふうなところの高さの調整あるかと思えますので、ですので、自然流下で取り込めるような状況があるかというふうになれば、県といま一度相談はしてみますけれども、いずれ水量に若干の不足は生じるかもしれませんけれども、まずそういう形での対応ということで県のほうから伺っておりました。いずれ協議はしてまいります。よろしく申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。5項住宅費、1目住宅管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。ここで席替えをお願いします。

8款1項消防費、2目非常備消防費、質疑ありませんか。

10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 消防の出動の関係でちょっと感じたことがあるものですから、この間小本地区のほうで小屋の火災がありました。そのとき、消防団に対して連絡体制が少しまずいような感じを受けました。ということは、前は各地元であれば、地元でサイレンがあつて出動を可能にしたわけですが、今は防災無線ですか、それでサイレンが鳴って、そして出動して、あとはぴーちゃんねつとの関係でも火災発生との連絡があるわけですが、ただしぴーちゃんねつとだと、これは消防団員がぴーちゃんねつとの近くで寝ていれば、これはすぐ感じ取るのですけれども、何かこの間聞いたら、「少し遅いぞ」ということを私が言いましたら、やはり「ちょっと聞き取れなかった」ということ、それからあとは防災無線のほうの、これもついていないところがあります。ということで、

特にも大牛内地区は、サイレンがあるのですけれども、確認したら、サイレンも鳴らなかつたということで、まずこれは出動を急いだのかなと私は感じていました。ということで、そこら辺の対策を何とか考えてもらいたいなと思って質問します。ご答弁お願いします。

○委員長（合砂丈司君） 山内基嗣消防防災課長。

○消防防災課長（山内基嗣君） お答えいたします。

23時15分頃の火災ということで、火災調査の報告書を見ましたところ、119番通報があった後、分団のほうには出動指令ということで、サイレンの吹鳴と防災行政無線の対応ということで、指令員のほうからは間違いなく作動させているということでありました。遅いということにつきまして、正確を期すために間違いなく防災行政無線、それからぴーちゃんねつと等々につきまして放送しておりました。この辺につきましては、いま一度戻りましてから再確認の上、周知徹底してまいりたいと思います。

○委員長（合砂丈司君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 私も消防団だったものですから、サイレンを撤去するというとき、私は反対したのです。やはり何といても、あの音で火事だということが分かるわけなのですが、防災無線だと少し考えるのです、どこの地区かなということで。そうすれば、この間は小本地区7分団出動ということは聞きましたけれども、ただ今度は少し……遅いということは、私は言い過ぎたかもしれませんけれども、すぐ分かる、火災ばかりでなく、いろんな緊急の場合、やっぱり何といてもサイレンが私は一番いいかなと思っているのですが、サイレンの設置の考えはないか、検討していただけるのか、再度ご答弁をお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 山内消防防災課長。

○消防防災課長（山内基嗣君） お答えいたします。

サイレンにつきましては、これまでサイレンのあったところにつきましても、防災行政無線の設置が進みまして、過去の例もひもときましたけれども、サイレンにつきましては残念ながら撤去、古くなった場合は撤去を進めていくということで、そういった方針になっております。

○委員長（合砂丈司君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） あと、防災無線をその各地区に、そうでなければ1個ずつつけて連絡体制が取れば、あそこで鳴れば、ある程度いいかなと思うのですが、特に小本地区の場合は、ちょうど前の小学校、それこそ小学校は今、あそこは中島地区のほうに行っていますけれども、あそこの防災無線が、整備を何回お願いしてもトラブルが起きる施設なのです。どこか移転するか、そうでなければ少しいいものをつけてもらうか、何とか整備をお願いしたいと思います。これはお願いしておきますので、よろしくお願ひします。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 非常備の消防団員の処遇については、先ほど待遇が非常に改善されたように思っているのですが、そこで現在ある町内の屯所のいわゆる維持管理、これは町としてどのような支援なり補助をされているのかお伺ひします。

○委員長（合砂丈司君） 山内消防防災課長。

○消防防災課長（山内基嗣君） 屯所につきましては、施設整備計画に基づきまして、老朽化が進む屯所については更新ということで進めてまいりました。これからも古くなってきました屯所につきましては維持管理を適正に進めまして、更新または修繕を進めてまいりたいと思います。

あるいは前回の決算委員会でも議員のほうから提言がございましたけれども、処遇の改善ということで、消防屯所へのエアコンの設置、これにつきましても庁内全課で協議をして、前向きに取り進めております。

また、屯所の修繕を要する箇所につきましては、それぞれの消防団員のほうの要望、聞き取りを基にしまして、できる修繕、小修繕、それから大きい修繕もございますけれども、今年度も進めているところでございます。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そのほかに維持するためには水道光熱費があるわけだが、今までも支援していたと思うのですが、現在も続けられているのかどうかお伺ひします。

○委員長（合砂丈司君） 山内消防防災課長。

○消防防災課長（山内基嗣君） お答えいたします。

水道並びに電気料金についても町負担となっております。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 新しく造られた屯所には、避難場所に指定されたところもあるようですが、いわゆる簡易な厨房設備なるものもあるやに伺っているのですが、そういうもののガス等の支援は考えているのかお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 山内消防防災課長。

○消防防災課長（山内基嗣君） 今申し上げましたとおり、電気、水道につきましては町負担となっておりますけれども、灯油、それからガス等については分団の経費ということになっております。

○委員長（合砂丈司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

5目災害対策費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。ここで席替えをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、質疑ありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今回の議会で、教育委員会所管の損害賠償の専決処分のご報告があったので、質疑する場所がなかったので、ここで伺いますが、大体そもそもは何の仕事をするためにその事件が起きたのかお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） お答えいたします。

今回の事案につきましては、旧大牛内分校の古くなった遊具、こちらの撤去を直営で対応していたところ、アーム部分がN T Tさんの線に接触した事案を発生させたということで、老朽化対策を行った結果、現地の確認不足でそういう事案を発生してしまったという案件となります。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、この使っていたバックホーは、どこの所有だった

わけですか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） こちらの重機につきましては、現地で別工事をやっていた会社が置いておいたものを、うちのほうでまた借りて対応した重機を使用しておったという案件でございます。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） よく聞いてもらいたいのだが、教育行政に関わる課なためにあえて質問させていただきますが、そうすれば重機に乗るために何かその職員は、いわゆる免許なり講習なり受けた方が使ったのかどうか、確認をさせていただきます。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 当然そういう重機を使う場合は免許取得ということで、この職員も車両系の大型特殊を持っている職員が対応しているという状況でございます。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） それで、金額は少ないのですが、賠償金が発生したと。この金の出どころはどこですか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 今回損害に当たって、相手方に損害を与えた、ご迷惑かけたということ、非常に申し訳なく思っております。この補償の財源につきましては、全国町村会の保険に入っている金額で全額補填されております。その保険金を財源にお支払いしているという状況です。

○委員長（合砂丈司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2項小学校費、1目学校管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。3項中学校費、1目学校管理費、質疑ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この光熱費で、小中で500万円になるわけですが、太陽光というか、それを蓄電して行って成り立つと思うのですけれども、それとの対比というか、その計算はしたことはありませんか。

○教育次長（三上訓一君） 佐藤学校教育室長。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤育男学校教育室長、どうぞ。

○学校教育室長（佐藤育男君） お答えします。

ほとんどの学校が電気の蓄電は行っておらず、太陽光が当たっている時間帯は発電しまして、学校でその時間帯に使用しているものは差引かれて、残った分の電気が東北電力に売電になっているというような状況で、今年度もいろいろ灯油等も電気代も上がっているものですから、太陽光発電を有効に使うために極力、電気暖房とか、いろいろそういった設備、上手に使って、灯油とかをできるだけ使わなくてもいいような状況に持っていけないかということで、各校、副校長先生なりがいろいろ試行錯誤されて、あと私どもも契約の見直しを今年度6月頃に各学校の分させていただいて、それが割と電気料金が上がっている中でも抑えられているような方向に向いている状況です。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 結構な太陽光の設備が各学校にあります。ですので、これは活用すべきだと私は思います。最後に精算をされると、余剰金なのかな、残額が出てまいります、太陽光の分の。ですので、今のうちからこの補正を組むときに、ちょっと待てよと、うちのほうの太陽光の全学校の分はこれぐらいというふうなのがあるはずなので、対比というか、これについてはぜひ検討をしながら進めていただければと思いますので、お願いします。これは要望です。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。4項社会教育費、1目社会教育総務費。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） すみません。ここでちょっと、生涯学習なりの分がないので、お

伺います。

今3月に向けて民俗資料館が開館しようとしています。これからの12月、1、2、3月で追い込みをかける場合に、何らかの手だてをして、賃金を取ってみても、それから周辺の施設整備にしてみても、そこら辺のところは今この時点でないということになると、多分既存の予算でそういうことをやってくださいというので終わってしまって、本来の開館に向けて、しかるべき対応をしたいところができないというおそれが出てくるのではないかという中での質問ですが、その点については心配がありませんか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 資料館ですけれども、昨年度までにハード的な工事のほうは終えており、今年度展示等を進めておるという状況から、今現在の既定予算の中で今年度中、展示に必要な材料、または会計年度任用職員の賃金等、あとはその指導に当たる職員の謝礼等は、年度内予算で賄えるというふうな判断から補正のほうは計上しておらず、現予算で対応していけるという判断をしております。まず、今現在、資料館の作業員さんとも連絡を密にしながら、3月中の完成を目指し進めていくことを合い言葉に、まずそのめどを立てながら進めておるという状況でございます。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それを聞いて安心というふうに言いたいのですが、現場に行ってみると、なかなか今のような格好では難しい面も見受けてまいりました。ですので、教育費としての全体予算の中での組立てがあって、年度末を迎えて、予算流用等もできるという見込みが出た場合についての対応については、出来上がってから来年となれば、もう手遅れな部分もあると思いますから、ぜひ視野に入れておいていただきたいと思っておりますので、お願いします。これも要望です。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私は、郷土芸能についてお伺いします。

十何団体もあった郷土芸能、非常に今は1桁、寂しい思いでこの間も観覧したのですが、ただ町から指定された郷土芸能の団体は、それぞれ演目については、以前はビデオとかテープで保存した部分もあるのですが、ほとんど最近ではCD化されているわけ。そこで、当時撮られた貴重な映像のビデオ、これをCD化するための何か新しく助成支援

事業があれば、まさにこれからの伝承、継承にもなるかと思うのですが、そういうのを
予算化していただくような、そういうお考えを私は望むのですが、いかがでしょうか。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） ただいまの郷土芸能団体の映像という部分ですけれども、現
在指定している郷土芸能の演舞、これについてはDVD化しておるということで、それ
を今度の資料館の映像モニターのほうで流せるというふうになっておりますので、特に
DVDイコール1枚盤のほうで流せますので、特段新たに映像を三次元化とか、そうい
うのでない限りは、今の体制で映像を保存できるかなというふうに考えております。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私の及ぶところでは、指定を受けた郷土芸能団体に、教育委員
会がどのぐらいCDを持っているか分からないけれども、あるわけ、いろいろ演舞のビ
デオが。これも、もしCD化するについての何か予算的な援助があれば、あるいはまた
持っていたらば、その対応をしていただくにいいのかどうか、これからの方向について
お伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 大変失礼しました。演舞もそれぞれ幅広にあるということで、
まず現時点でDVD化されていないそういう踊りをぜひ今後も残していきたいという思
いは同じですので、各団体とも協議しながら、そういう記録、保存のほうは、何らかの
支援のことを今後協議させていただきたいなと思います。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。5項保健体育費、3目学校給食費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復
旧費、質疑ありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） せっかくの委員会ですから、この際伺っておきますが、今国県事業の復旧工事がやられているわけだが、情報として何年に完成するのかなというのが非常に町民の関心なわけ。町でも町関係のやつは2年も延びてから完成したわけだ。いつ頃、今の河川なり、土木の復旧事業が完成見通しなのか、情報としてあれば、おつなぎを願いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○委員長（合砂丈司君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 現在台風10号関連の災害復旧事業としては、当初は安家と小本川の上流、下流ということで、3か所が大きなくくりで事業化されているのですが、安家は昨年度終わりましたと。小川のほうの小本川の上流部、こちらにつきましては、尼額のほうで今盛んに工事されていますけれども、それ以外の上流部につきましては今年度で完成の運びになるというふうな情報で、今進めているという状況です。下流のほうの小本、中里、襲野関係ですけれども、こちらのほうは、現在は部分的に今年度で終わる部分もございましてけれども、全体とすれば令和6年度末をもってということでは鋭意努力をしているというふうな状況になっておりました。

現在の状況は以上でございます。

○委員長（合砂丈司君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2目河川災害復旧費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。11款1項公債費、1目元金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2目利子、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

これから歳入に入ります。8ページをお開きください。14款国庫支出金、1項国庫負

担金、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2項国庫補助金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。15款県支出金、1項県負担金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2項県補助金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。16款財産収入、1項財産運用収入、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。17款1項寄附金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。18款繰入金、1項特別会計繰入金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2項基金繰入金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。20款諸収入、4項雑入。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ちょっとここで見たことないのであるのですが、一番下の二升石の発電機補償金というのは何でしょうか、これ。

○委員長（合砂丈司君） 佐藤哲也上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

こちらの二升石仮設取水施設発電機補償金70万2,000円でございますが、台風10号復旧に関連しましての発電機の借り上げの費用につきましては、当時一般会計からの負担をもって、その発電機の借り上げ費用のほうを負担してきたところでした。その発電機の借り上げ費用に対してが県事業の松橋地区の砂防事業、そちらのほうからこの発電機の借り上げ費用について補償対象にするというお話をいただきました。当時一般会計からの負担でございましたので、一般会計のほうにその補償金を戻すという手だてをすることから、今回補正をするものでございます。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。21款1項町債、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで第2表、地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第4号の質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで換気のため午後3時まで休憩します。

休憩（午後 2時52分）

再開（午後 3時00分）

○委員長（合砂丈司君） 休憩前に引き続き、条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審議に入ります。

ここで傍聴の申出がありますので、これを許します。

◎議案第5号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第5号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第5号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定及び診療施設勘定において、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ったほか、国民健康保険事業費納付金等、所要の整理を行ったものでございます。

初めに、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。8ページを御覧願います。3款1項1目一般被保険者医療給付費分では、18節、国民健康保険事業費納付金392万1,000円の追加、次のページ、9ページ、同じく2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分では、18節、国民健康保険事業費納付金104万6,000円の減額、また3項1目介護納付金分では、18節、国民健康保険事業費納付金13万4,000円を追加しております。これらは、基準となる計数の確定に基づき、所要額の調整を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入ですけれども、6ページにお戻り願います。6款1項1目繰越金で607万6,000円、7款3項6目雑入で311万8,000円を計上し、財源の調整を行ってございます。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続きまして、診療施設勘定を歳出から説明いたします。17ページを御覧願います。2款1項1目医療用機械器具費、14節で歯科診療車用電源増設工事60万円を追加しております。これは、4か所の診療場所で6キロワットアワーの電源が必要となったことから増設するものでございます。

次に、歳入でございますが、前のページ、16ページにお戻り願います。3款1項1目一般会計繰入金で18万8,000円、4款1項1目繰越金で50万3,000円を計上し、財源の調整を行っております。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、事業勘定、診療施設勘定とも歳出を項ごとに、その後歳入を一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は事業勘定、診療施設勘定とも歳出を項ごとに、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定、歳出の質疑を行います。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2項徴税費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。3款国民健康保険事業費給付金、1項医療給付費分、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2項後期高齢者支援金等分、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。3項介護納付金分、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2項繰出金。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この繰出金ですが、ここで繰出金が生じるということは、国保会計で基金も含めた形での運営が少し、支払い関係に余裕があるというふうな見方ができるのか、そして基金の積立てのほうが上積みになっているというふうに解釈していいのかわかりたいと思います。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

ここで計上している一般会計繰出金につきましては、そもそも国保に対する一般会計の負担というのはルールがございまして、総務費関係については、基本的に財源を除く分を一般会計が負担するルールとなっております。それについて、令和4年度分を精査した結果、多くもらい過ぎていたので、その精算として今回一般会計に繰り出す、戻しますという予算となっております。そういったことから、この予算があるから財政的に楽だとかどうだとかというような話ではなくて、精算を行っているというような状況になります。なお、今年度の財政状況につきましては、今後財源等々が確定してくるために、その状況を見ながら判断していくというような流れとなっております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

次に、事業勘定、歳入に入ります。6ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。なければ、これで歳入の質疑を終わります。

これから、診療施設勘定、歳出の質疑を行います。17ページをお開きください。1款総務費、1項歯科施設管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

次に進みます。2款医業費、1項歯科医業費、質疑ありませんか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで14節のこの工事請負費、4か所と伺っておりますが、巡回診療はたしか8か所行っておりますが、残りの4か所のほうは対応済みということでしょうか、お伺いします。

○町民課長（山岸知成君） 菊地事務長。

○委員長（合砂丈司君） 菊地事務長。

○岩泉歯科診療所事務長（菊地天絵君） お答えいたします。

残りの場所になるのですけれども、そちらの場所については配電盤のほうで電力が賄える状況になっておりますので、工事はなしというところで上げておりません。

○委員長（合砂丈司君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで、歯科診療車の耐用年数、相当経過していると思うのですが、どの程度の耐用年数で、現在どの程度使用しているのかお伺いします。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、法定耐用年数と考えた場合には、これは意外に短くて、4年という期間になってございます。いわゆる税の申告等で使われる期間ですね、これは4年でございます。ただ、導入時点から4年の使用を見込んで導入したのかという話になるかと思うのです。

けれども、明確な基準は見つかりませんでしたけれども、10年以上は最低でも使用したいというようなことから導入していることかと思えます。

今現在、導入したのが平成21年でございます、既に14年経過しております。そういったことから、正直なところ、かなり老朽化も進んでおまして、だましまし使っているような状況です。今回の工事費の予算をお願いしたのも、車に積んでいる発電機のうち1台が使えない状況になってしまったと、そこで診療を止めるわけにもいかないので、一方でその発電機を交換するにしても、かなり特殊な製品でして、それを交換するまでもかなりかかるというか、導入のめどが立たない状況になりまして、そういったことから、逆に電気を受電しながら診療を継続しようというようなことで、補正をお願いしているものでございます。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） そこで、今回本町では在宅訪問診療も行っております。これ在宅の方にとっては大変ありがたい訪問診療だと思うのですが、何戸ぐらい、何人ぐらいを訪問診療されているかお伺いします。

○町民課長（山岸知成君） 菊地事務長。

○委員長（合砂丈司君） 菊地事務長。

○岩泉歯科診療所事務長（菊地天絵君） お答えいたします。

令和5年11月末現在で、今年度は26人の方を訪問しております。

○委員長（合砂丈司君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 26人。他の自治体ではあまり見られないこの訪問診療だと思っております。それで、本町では、この民間の歯科医院が減少する中、今後の歯科診療車の方向性、どのようにお考えなのか伺います。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、当町で行っている歯科診療というのは、過疎診療であるとか、僻地診療とか、いろいろ言われますけれども、そういった経営が成り立たないエリアでの診療となっており、今の質問にもあったとおり、訪問診療等を行っておりますけれども、このサービ

スというのは、民間で行う場合、赤字になるのは見えているところでありますけれども、医療が必要な方がいるからこそ、当歯科診療所で実施しているものでございます。そういった歯科診療が必要な方はまだまだいらっしゃるので、当然赤字ではありますけれども、継続していかなければならないというふうに考えております。

今後のことについて、岩田医師とも話を何回もしておりますけれども、岩田医師自身も定年まで、あわよくば定年を超えてでも町の歯科診療のために頑張りたいというような言葉もございました。そういったところもあります、今度は一方では、先ほどお話があったとおり、歯科診療車、かなりぼろぼろな状況です。だましましというところで、いろんな策を講じながら、ここで具体策を示せないのがちょっとあれですけども、いろんな策を講じながら継続してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私は、13番と課長のやり取りの中で、ちょっと違和感があるのでお聞きしますが、今回計上した電源増設工事、これは、課長は診療車の話をしたと思うのですが、私はそうでなくて、当時、ずっと前に診療場所は既に決まっているわけだ、今言ったように何か所か。それで、中島地区とかを飛ばして小本のほうに行ったとかという話があって、その中で、いわゆる受皿である会館の、公民館の電源の容量が少ないためにできませんというように私は理解していたのですが、この4か所というのは、しからばどこどこですか。

○町民課長（山岸知成君） 菊地事務長。

○委員長（合砂丈司君） 菊地事務長。

○岩泉歯科診療所事務長（菊地天絵君） お答えいたします。

釜津田診療所と有芸支所、浅内地区多目的集会施設、大牛内地区の高松公民館4か所になります。

○委員長（合砂丈司君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 議事録を起こしてみても。課長は、たしかこの「診療所の電源を」と答弁したように私は受けたのですが、どっちですか。

○委員長（合砂丈司君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

診療車の電源を取るための工事として、配電盤を設置して、そこから診療車のほうに入れ込むというようなものになります。

○委員長（合砂丈司君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

次に、診療施設勘定、歳入に入ります。16ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

これで議案第5号の質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第6号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

○委員長（合砂丈司君） 議案第6号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。はい、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第6号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の年間見込額及び保険料還付金見込額に伴い、所要の整理を行ったものであります。

歳出からご説明申し上げます。最後のページ、7ページを御覧願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節、後期高齢者医療広域連合納付金170万3,000円を減額し、3款1項1目保険料還付金、22節、後期高齢者医療保険料還付金を5万2,000円追加しております。

続きまして、歳入ですが、前のページ、6ページにお戻り願います。2款1項2目保険基盤安定繰入金で170万3,000円を減額計上し、4款2項1目保険還付金で5万2,000円を計上するものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定いたしました。

これから歳入歳出一括で質疑を行います。6ページ、7ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

これで議案第6号の質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
席替えをお願いします。

◎議案第7号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第7号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第7号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正は、サービス事業勘定において、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ってございます。

初めに、歳出からご説明させていただきます。7ページを御覧願います。7ページ、1款1項1目一般管理費、2節給料から4節共済費まで、合計52万5,000円を計上しております。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページになります。3款1項1目繰越金で52万5,000円を計上し、財源調整を行ってございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから歳入歳出一括で質疑を行います。6ページ、7ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第8号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長（合砂丈司君） 議案第8号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第8号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ったほか、消費税及び地方消費税等の所要の整理を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願います。7ページ、1款1項1目一般管理費、26節で消費税及び地方消費税123万2,000円を追加しております。これは、確定申告に伴い、中間申告における納付額が確定したものでございます。

同じく2目龍泉洞管理費、10節光熱水費で117万7,000円を追加し、電気料金の年間見込額の調整を行っております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。5款1項1目一般会計繰入金で156万円、6款1項1目繰越金で188万1,000円を計上し、財源の

調整を行ってございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。7ページを御覧ください。質疑ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この観光会計ですが、冬のイベントというか、前であればみずまつりがあったり、この頃であるとイルミネーションというか、これもやりました。現在ちょっと成り立っていないかなというのはありますが、冬の誘客対策としての今年度の考えは、頭にあるのがありましたらお願いします。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 菊地事務所長。

○委員長（合砂丈司君） 菊地隆二龍泉洞事務所長。

○龍泉洞事務所長（菊地隆二君） お答えします。

龍泉洞の冬季誘客なのですけれども、来年はつつ年ということで、ドラゴンイヤーということで、様々なイベントを考えていたのですが、それでまず1つが1月1日から3日までのお正月のお振る舞いということで、そのときに抽せん会も行いたいと考えております。

あとは、かつてのみずまつりのときに使用した龍頭、あれを龍泉洞の入り口のほうに出しまして、ホットスポットとして観光客の方にお見せしたいと考えております。

あとは、1月9日からなのですが、洞内に宝箱を置まして、その中に龍泉洞のクイズを入れます。そのスタンプラリーをしてもらって、最後に記念品、ドラゴンイヤーということでバッジなのですけれども、そちらのほうを用意して、皆様のほうにお渡ししたいと考えております。

あとは、例年どおりコウモリウォッチング、こちらのほうも2月から行いたいと考えております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 水を使った氷の芸術とか、それからイルミネーションを使って、どうぞ龍泉洞においでくださいというので、一旦町の人たちにも宣伝をしましたが、今年はそのことはやりませんか。

○委員長（合砂丈司君） 菊地龍泉洞事務所長。

○龍泉洞事務所長（菊地隆二君） お答えします。

園地のほうは、今イルミネーションをちょっと派手にやっています、そして今度1月5日にイルミネーションの点灯式を考えておりまして、こちらはテレビ放送もあるのですけれども、そちらのほうは龍泉洞全体として考えております。

○委員長（合砂丈司君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） もう一点、この前地域おこし協力隊の方が自分でスノーボードとか、木工、作りながら、ちょっとした坂でも、平らなところでも、それを上手に使いながら子供たちから初心者、高齢者まで案内をしていました。ああいうのも導入していただければ、龍泉洞に来てくれたり、そういう興味のある人たちがわざわざ遠くのスキー場なりに行かなくても楽しめるのではないかと思います、それに取り組む考えはありませんか。

○委員長（合砂丈司君） 菊地龍泉洞事務所長。

○龍泉洞事務所長（菊地隆二君） 地域おこし協力隊の方からも、いろんな面で協力いただいているのですが、雪板というようなアイテムもあるので、そういうのもちょっと提案していただいていたのですが、祭りのときにブースを出していただいて、そのときに雪板とか、そういうのを紹介していただいております、旅行村とか、そちらのほうでも利用できないかというところで、今考えているところであります。龍泉洞のほうは、洞内だけでなく、小本川漁協さんのほうでも釣りとか、あとはヒューマンライフさんのほうでツリークライミングということで、園地全体で、龍泉洞だけではなく、全体で今皆さんで取り組んでいるところですので、来年はより一層皆さんと協力して頑

張っていきたいと考えております。

○委員長（合砂丈司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで歳出を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。6 ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで歳入を終わります。

これで議案第8号の質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第9号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算
(第2号)

○委員長（合砂丈司君） 議案第9号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。はい、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第9号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ったほか、光熱水費等の所要の整理を行ったものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願います。1款1項2目施設管理費、10節光熱水費で180万3,000円を追加し、岩泉浄化センター及び各マンホールポンプ場の電気料金年間見込額の調整を行っております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。5款1項1目繰越金で248万5,000円を計上し、財源調整を行っております。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の方法については、歳入歳出一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳入歳出一括で審査することに決定しました。

これから歳入歳出一括で質疑を行います。6ページから8ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（合砂丈司君） 次に、議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤哲也上下水道課長。はい、どうぞ。

○上下水道課長（佐藤哲也君） それでは、議案第10号 令和5年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、県の河川災害復旧事業等の進捗に応じた費用の調整と県人事委員会勧告等に伴う人件費の調整を行っております。

6ページをお開きください。予算事項別明細書により、主な内容についてご説明いたします。収益的収支の支出でございます。1款1項3目15節工事請負費、こちらのほう608万3,000円減額としております。こちらにつきましては、県の清水川部分の河川改修及び国道455号の中島、襲野地区のかさ上げ工事等の進捗に応じた減額としております。

次の4目総係費では、目総額で8万円の減額としております。人件費の調整でございます。

7ページをお開きください。6目1節の固定資産除却費を1,800万9,000円の減額としております。こちらのほうは、やはり県の工事進捗に応じまして、水道工事の複数の見送りをしたことによる減額でございます。

次に、1款3項4目1節の過年度損益修正損、こちらのほうに498万3,000円を計上しております。こちらは、過年度の収益的収支に係る営業未払い金残高、未払い消費税残高、長期前受金収益化累計額、こちらのほうを調整した修正損という調整額になります。

5ページにお戻り願います。収益的収支の収入です。1款1項2目1節の受託工事収益を193万6,000円皆減としております。こちらのほうも県事業の進捗に伴いまして、中島地区及び大川地区の消火栓の移設等を見送りとしたということでございます。

次に、2項4目長期前受金戻入の1節長期前受金戻入を同様の理由から922万9,000円減額としております。

続きまして、5目雑収益の2節雑収益では、給水管布設に対します県からの物件移転補償費を510万1,000円減額し、またその他雑収益に1,001万4,000円を計上しております。こちらのその他の雑収益は、二升石水道の松橋地区の取水施設の移設に係る電気料金を

県から補償していただいたということでございます。

9ページをお開きください。今度は、資本的収支になります。支出です。1款1項1目の目総額で9,664万2,000円を減額としております。こちらのほうも県事業に関連し、減額するものでございます。

8ページをお開きください。資本的収支の収入です。1款1項1目企業債で5,850万円の減額としております。こちらも事業の進捗に合わせ、減額とするものでございます。

また、3項1目その他収入の1節物件移転補償費につきましても、同様に4,520万8,000円を減額としております。

3ページをお開きください。収益的収支総額でございます。収入総額4億867万4,000円、支出総額4億1,714万7,000円。

続きまして、4ページをお開きください。資本的収支の総額でございます。収入総額3億1,508万3,000円、支出総額3億2,275万3,000円となります。不足する767万円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額及び引継ぎ金で補填をいたします。

以上が補正の概要となります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（合砂丈司君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、第2条から第7条までを条ごとに審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については第3条及び第4条の審査に併せて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第7条までを条ごとに審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については第3条及び第4条の審査に併せて質疑の対象とすることに決定しました。

これから第2条、業務の予定量の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで第2条を終わります。

次に、第3条、収益的収入及び支出の質疑を行います。5ページから7ページ、収益的収入及び支出の事項別明細書と、10ページから13ページの財務諸表についても質疑の

対象といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで第3条を終わります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の質疑を行います。8ページから9ページの資本的収入及び支出の事項別明細書と、10ページから13ページの財務諸表についても質疑の対象といたします。質疑ありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 確認ですが、ご説明ですと、9ページの支出、工事請負費等が県工事の関連工事での減額ということでのご説明でありました。中里も道路かな、大川水道施設配水管布設工事とか、これらも工事関連でしょうか。ちょっとこの内容についてご説明ください。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 中島水道室長。

○委員長（合砂丈司君） 中島水道室長、どうぞ。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

大川水道施設配水管布設工事の中身なのですけれども、こちらのほうは大川松草線の道路改良、大川支所より大広側の未改良区間のところに水道管を占用しておりまして、そこに該当する工事を当初予算見込んでおりましたけれども、県のほうで国庫予算がつかなかったということで、今年度の事業は見送りということが話ありましたので、今回補正で皆減というふうな対応をさせていただいております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 中里水道もその道路関係ですか。

○委員長（合砂丈司君） 中島水道室長。

○水道室長（中島康光君） お答えいたします。

中里水道施設につきましては、国道455号で襲野地区、今通行制限とか、ちょっと道路改良のほうは着手されてきていたと思うのですけれども、道路のかさ上げで水道管の埋設深がかなり深くなるものですから、道路の計画から1メートル20センチほどのところに埋設する計画でおりましたけれども、その断面に今年度は到達しないということで、

予算のほうは皆減というふうにさせていただいております。

以上です。

○委員長（合砂丈司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで第4条を終わります。

次に、第5条、企業債の質疑に入ります。2ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで第5条を終わります。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで第6条を終わります。

次に、第7条、他会計からの補助金に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 質疑なしと認めます。これで第7条を終わります。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（合砂丈司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（合砂丈司君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会します。

（午後 3時50分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和5年第4回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

合 砂 丈 司
